

商工建設委員会会議記録

商工建設委員会委員長 白澤 勉

1 日時

令和6年7月2日（火曜日）

午前10時1分開会、午後2時47分散会

（うち休憩 午後0時1分～午後1時0分）

2 場所

第4委員会室

3 出席委員

白澤勉委員長、工藤剛副委員長、五日市王委員、郷右近浩委員、軽石義則委員、
神崎浩之委員、高橋穩至委員、中平均委員、田中辰也委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

高橋担当書記、畑中担当書記、工藤併任書記、佐々木併任書記、刈谷併任書記、
松本併任書記

6 説明のため出席した者

(1) 商工労働観光部

岩瀬企画理事兼商工労働観光部長、橋場副部長兼商工企画室長、
小野寺経営支援課総括課長、三河定住推進・雇用労働室長、
小野ものづくり自動車産業振興室長、高橋観光・プロモーション室長、
齋藤商工企画室企画課長、伊五澤産業経済交流課総括課長、
藤枝産業経済交流課地域産業課長、
小野寺定住推進・雇用労働室雇用推進課長、菅原定住推進・雇用労働室労働課長、
大越観光・プロモーション室特命参事兼プロモーション課長

(2) 県土整備部

上澤県土整備部長、岩崎技監兼河川港湾担当技監、
加藤副部長兼県土整備企画室長、菅原道路担当技監、小野寺まちづくり担当技監、
高井参事兼建築住宅課総括課長、高橋県土整備企画室企画課長、
菊池県土整備企画室用地課長、久保田建設技術振興課総括課長、
田家建設技術振興課技術企画指導課長、小野寺道路建設課総括課長、
高瀬道路環境課総括課長、馬場河川課総括課長、君成田砂防災害課総括課長、
澤田都市計画課総括課長、阿部都市計画課景観まちづくり課長、
佐々木下水環境課総括課長、伊藤港湾空港課総括課長

7 一般傍聴者

1人

8 会議に付した事件

(1) 商工労働観光部関係審査

(議案)

ア 議案第2号 令和6年度岩手県一般会計補正予算(第2号)

第1条第2項第1表中

歳出 第7款 商工費

イ 議案第6号 緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例

(2) 県土整備部関係審査

(議案)

ア 議案第2号 令和6年度岩手県一般会計補正予算(第2号)

第1条第2項第1表中

歳出 第11款 災害復旧費

第3項 土木施設災害復旧費

第2条第2表中

1 追加中 2

2 変更

イ 議案第12号 小本川筋ほか岩泉地区河川激甚災害対策特別緊急(護岸工)工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて

ウ 議案第13号 閉伊川筋藤原地区水門災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて

エ 議案第14号 損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて

(3) その他

次回及び次々回の委員会運営について

9 議事の内容

○白澤勉委員長 ただいまから商工建設委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、商工労働観光部関係の議案の審査を行います。議案第2号令和6年度岩手県一般会計補正予算(第2号)第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第7款商工費を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○橋場副部長兼商工企画室長 議案第2号令和6年度岩手県一般会計補正予算(第2号)のうち、商工労働観光部関係の予算について御説明申し上げます。

議案（その1）の13ページをごらん願います。当部関係の歳出補正予算は、7款商工費の2億7,091万7,000円の増額であります。

補正予算の内容につきましては、予算に関する説明書により御説明申し上げます。予算に関する説明書の28ページをごらん願います。7款商工費、1項商工業費、2目中小企業振興費の説明欄であります。経営者保証非提供促進資金貸付金は、経営者保証に依存しない融資慣行の確立を加速させ、中小企業者の事業の発展を後押しするため、国の新たな制度と連動した経営者保証を不要とする融資に係る貸付原資の一部を金融機関に預託しようとするものであります。

以上で補正予算議案についての説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○白澤勉委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○神崎浩之委員 国がこのような制度を創設した経緯を教えてください。例えば保証料の上乗せやパーセントも、国が示した支援なのかお聞きいたします。

○小野寺経営支援課総括課長 まず、この経営者保証は、中小企業が融資を受けるに当たって経営者個人が会社の連帯保証人となるというものでして、経営者保証をつけることによって思い切った事業展開がちゅうちょされる、円滑な事業承継や早期の事業再生を阻害する要因になっているなどの課題があるといったことを受けて、国において経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けた検討が進められてまいりました。

具体的には、2022年12月23日に、経済産業省が金融庁、財務省と連携して経営者保証改革プログラムを策定して、経営者保証に依存しない融資慣行を進めるためにさまざまな検討を進めてきたということになります。銀行等も参画しながら、一定程度進んでいるのですが、経営者保証に依存しない融資慣行をさらに推進しようということで、現在経営者保証がついている融資をもう一回経営者保証のない融資に借りかえることができるような制度を国で創設しました。ただ、経営者保証を外すと、保証料などが少し高くなってしまいますので、その部分でちゅうちょしている事業者もいるだろうといったことで、高くなる保証料の一部について期限を区切って国が支援しようということで今般国が制度化したのが経営者保証非提供促進資金貸付金の大枠の制度となっています。

国が補助する保証料率ですけれども、3年間の時限措置になっておりまして、来年3月末までに保証申し込みされた分については0.15%、さらにその1年後の令和8年3月末までの保証申し込み分については0.1%、さらに1年後の令和9年3月までについては0.05%に相当する保証料の額が国から補助されるといったスキームで制度化されたものです。

○神崎浩之委員 それはわかるのだけれども、金融機関の受けとめはどうか。業務拡大に伴う前向きの融資であればいいのですけれども、資金繰りが大変で今度借りかえをするのだが、少し出してやるから保証人もつけてくれ、でも意味がないといった感じになっても、事業者はいいかもしれないけれども、貸す側はどうかというのがある、実

際金融機関の受けとめ方はどうなのか。きちんと審査してもらわないから、返せない金を貸されても困るのだけれども、そこで本当に進んでいくのか。

それから、0.15%、0.1%、0.05%となっているのですけれども、これは市場の金利からいうと何割ぐらいなのか。今まではゼロ金利やマイナス金利だったけれども、金利は上がっているのです、実際どのように動いていくのか。特に県内の事業者は、コロナ禍や物価高騰、ゼロゼロ融資の返済もあつたりして、一般的に厳しいです。仕事があつても人が集まらないということなので、チャンスも生かし切れないのが県内の中小企業の状況だと思うのですけれども、その辺も含めてお願いします。

○小野寺経営支援課総括課長 大前提として、今般県で制度化しようとしている経営者保証非提供促進資金貸付金は、岩手県信用保証協会が金融機関に対して保証する制度でありますので、事業者から高い保証料を徴収するのは、岩手県信用保証協会となります。先ほど申し上げた一定率が補助されるというのは、国から岩手県信用保証協会に補助が入って、その相当額を控除した分を岩手県信用保証協会が事業者から保証料としていただくスキームになっておりますので、この資金に関しては金融機関のリスクが特にふえるなどということはないです。ただ、融資慣行として経営者保証をどんどんなくしていきましようといったことで先ほどの経営者保証改革プログラムが策定されており、国と金融界全体でそういう動きがあります。最近の経営者保証をつけない融資の割合は統計データ等で実際下がってはきているので、そういう慣行が進んできているであろうとは考えています。それをより一層、県の制度融資の中でも加速させていこうということで、今回この制度を予算要求させていただいたものです。

それから、金利の件でありますけれども、低減されるものはあくまでも保証料であります。金利は変動しますけれども、保証料はあらかじめ定められており変動しないので、先ほどお話しした補助金として低減される率は保証料が低減されるということになりますので、金利には直接左右されない補助となります。

○神崎浩之委員 実際の申し込みは金融機関にするのか、それとも岩手県信用保証協会にするのか。商売を長くやっていて、やはりうちが担保になっているから一生懸命踏ん張るのであつて、給料も出さなければならぬし、うちを取られるから一生懸命働くのです。先ほど国が思い切った投資ができるよといった話をされたのだけれども、やはりうちを取られる、貯金がなくなるなどということで経営者は一生懸命働くのだけれども、いいほうに向いてほしいと思うのです。悪い事業者もいっぱいいるものですから、そうならないように思うのですが、最後に実際の申し込みの仕方と今回の補正予算案では3年分を計上したのかお伺いして終わります。

○小野寺経営支援課総括課長 基本的には、融資をするのは金融機関になりますので、金融機関と事業者がお話をいただき、それに岩手県信用保証協会が保証できるかどうかという、どちらかという同時並行で検討していただく形になります。

それから、今お話のあつた、全ての事業者が経営者保証を外したいと考えているかとい

うことについては、必ずしもそうではなくて、経営者保証の提供にちゅうちょはないといったお考えの事業者も一定いらっしゃることは事実だと思います。

ただ、冒頭に申し上げましたとおり、特に事業承継などは、経営者保証があるとなかなか後継者になりたくないといったお考えもあるので、経営者保証はできるだけないような融資慣行を進めていこうと今国で動いております。経営者保証を是とする事業者はそれはそれでよろしいと思いますが、つけたくないけれども、つけないと融資を受けられないといったことはできるだけなくしていこうといったことだと思いますので、国の動きと連動しながら、県としても取り組みを進めていって、3年分の保証料に関しては、信用保証料は融資を受けるときに一括してお支払いします。例えば10年の融資期間であれば10年分の保証料に、先ほど一番最初に申し上げた低減される率が掛けられますので、融資期間全般について低減された保証料率の負担で事業者は保証を受けられるといったスキームです。

○白澤勉委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白澤勉委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白澤勉委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白澤勉委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第6号緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○小野寺雇用推進課長 議案第6号緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案（その2）の8ページをごらんください。なお、便宜お手元に配付しております議案第6号緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例案の概要により説明させていただきます。

まず、1の改正趣旨についてであります。条例の有効期限を令和11年3月31日まで1年延期しようとするものであります。

2の条例案の内容についてであります。点線箱囲みの部分ですが、この基金は緊急雇用創出事業に要する経費の財源として使用するものであり、当該基金を財源として実施している事業復興型雇用確保事業の実施期間がこれまで令和9年3月31日までとされていましたが、国の令和6年度当初予算において令和10年3月31日まで延長されたことに伴

い、精算期間を含め令和10年3月31日としていた条例の有効期限を令和11年3月31日に延期しようとするものであります。

3の施行期日についてであります。この条例は公布の日から施行しようとするものであります。

4の参考であります。事業実施期間と条例の有効期限をイメージしていただくための図となります。事業復興型雇用確保事業は、一定の要件を満たした求職者を沿岸被災地の事業者が雇い入れた際に、その雇入れ費を任用した日から最大3年間助成するものであります。実施期間が延長されたことにより、今年度に任用した方の雇入れ費が対象となるものであり、例えば令和6年4月1日に任用の場合は令和9年3月31日までが助成対象となり、令和7年2月1日に任用された場合の助成対象期間は令和10年1月31日までとなります。

このように、任用時期により最大で令和9年度までが事業実施期間となるものであり、それに合わせてこれまで基金の精算期間を含め、令和9年度末の令和10年3月31日としていた条例の有効期限を1年間延期し、令和11年3月31日にしようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○白澤勉委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白澤勉委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白澤勉委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白澤勉委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって商工労働観光部関係の議案の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○神崎浩之委員 ECサイトの関係で1点お聞きいたします。

今こそ買うなら岩手のものEC取引展開事業が始まるのですけれども、過去に実施した買うなら岩手のものECビジネス展開事業と何が違うのかということです。ECサイトを利用することは、岩手県は特にいいと私は思うのです。やはり岩手県のを全国的にアピールしていくのはなかなか大変なことなので、ECサイトを利用して県内隅々のいいものが全国に販売されることはいいと思うのですが、今回の事業と前回の事業の違いをお願いいたします。

○**藤枝地域産業課長** 今回の今こそ買うなら岩手のものEC交易展開事業と前回行いました買うなら岩手のものECビジネス展開事業の相違点ではありますが、まず今回の今こそ買うなら岩手のものEC交易展開事業の概要は、神崎浩之委員御指摘のとおり、人口減少等による地域の市場の縮小という課題に対しまして、事業者が地元にながら地域の、あるいは全国の消費者にアプローチが可能となるECへの参入を促進することで、経済の活性化や県産品の販路拡大を目的として行うものであります。

事業の内容でありますけれども、ECサイトにおける効果的な集客方法や顧客との接点の維持拡大など、県内事業者へのECサイト市場への新規参入を促すセミナーの実施やECサイトでの県産品の特集ページを設定することによるウェブ上での百貨店の実施、当該ECサイトの購買動向等のデータ収集を事業の三つの柱としているところであります。

前回の買うなら岩手のものECビジネス展開事業ですが、セミナーの開催やECサイトのウェブ上での物産展の実施は同様であります、セミナーの内容は、前はEC市場に参入するための参入の入り口の支援であったものが、今回は入り口の支援に加えまして、市場に参加した後の販売スキルアップのフォローアップを厚くしたものであります。それと、ウェブ上の物産展であります、前は県内の事業者が出展するのであれば県産品に限らないものでありましたが、今回は県産品に限って消費を促すといった違いがあるところであります。

○**神崎浩之委員** 県産品に限ってというのはいいことです。県内の事業者、小売店が販売しているものの中には、実はほかの県でつくったものやほかの県の材料が入っていて誰のために売っているのかわからない部分があったので、一関市もそうだけれども、花巻温泉にしても、花巻温泉と書いているけれども、どれだけ地元の事業者がつくって地元のものが入っているのかはわからないので、そういう意味で県産品に絞ったのはいいことだと思っております。

現在の進捗状況と今後のスケジュールですけれども、早くやらないとだめだと思うので、この辺の進め方についてお願いします。

○**藤枝地域産業課長** 当該事業のこれまでの進捗状況及び今後の展開スケジュールであります、まずこれまでの進捗状況であります、事業委託によって事業を進めることとしておりまして、5月に受託事業者の公募を行ったところであります。その結果3社から応募がありまして、6月に選定委員会を開催し、受託候補者を選定したところであります。間もなく受託候補者と契約締結の手続が完了する見込みとなっております。

今後のスケジュールであります、契約締結後、まずはEC市場への新規出展を促す内容のセミナーを8月から9月の間に開催し、EC市場への新規出展事業者のセミナーを開催しまして、さらに新規のEC市場への出展希望者につきましては、11月ころまでをめどに新規参入事業の出展に係る手続を進めてもらう流れにしています。これと並行いたしまして、10月ごろから1月ごろにかけては、ウェブ物産展の設定に向けた特集ページの作成、商品の選定などを進めつつ、事業者に対しましては既にEC市場に参加してい

る事業所も含めてECサイトにおいて売り上げを上げていくための考え方、取り組み、ECサイト運営していく上で必要なスキルアップに関するセミナーを行うこととしています。

また、ウェブ上での物産展については、来年1月から3月にかけての間に1カ月以上の期間での展開を予定しておりまして、広告によるプロモーション実施により売り上げ増加を図るとともに、事業者の皆様に対しまして、出展した上で気がついた課題の改善など、振り返りなどを内容としたセミナーを行う予定としています。

○**神崎浩之委員** 早くスタートすることを期待して、みんなにもこういうことをやると私もいろいろアピールしているのですが、11月から1月ぐらいになるのかと思っただけで少しがっかりしています。お盆や秋、冬のボーナス前などお金が入り出すタイミングがあると思うのです。ショッピングECサイトは大手から中小などいろいろあるのですが、今回公募するときに、こういうECサイトがいいなど選定に当たって県として特に考えた点はあるのでしょうか。

○**藤枝地域産業課長** 今回の事業者の選定に当たりましては、ECサイト各社の知名度や規模とあわせて、セミナー参加者の募集広告やセミナーの内容、進め方、受託者から提供が受けられる消費者のデータ範囲などについても総合的に判断して、受託候補者を決定したところであります。

○**神崎浩之委員** 今回は各出展者に出展の補助を出すのではなくて、県がECサイト業者に係る橋渡しや出展するに当たってのセミナーを開催するという点で、実際に出展者は自腹で上げられないということでもいいのか。補助があれば参加するけれども、補助が終わったらやめるといったことではやはりうまくないと思うので、今後は各事業者が、これを起爆剤として自立してずっとやっていくスキームも重要だと思うのですが、県で負担する費用と出展者が負担する費用についてお伺いしたいと思います。あと、セミナーやフォローアップと言っていますが、県では何社ぐらいを想定して、いつごろから出展の募集をするのかももう一回お伺いします。

○**藤枝地域産業課長** 出展する事業者への支援の内容でありますけれども、今回の事業につきまして、県ではセミナーの開催や物産展など場の設定及びそれに係る広告費などを負担することにしております。

事業者につきましては、EC市場への出展に係るシステム利用料や電子決済の利用料など通常かかる費用について御負担いただくこととしております。この事業者負担につきましては、各会社で金額や設定も異なりますけれども、おおよそ5万円から10万円が相場のようなところであります。

今回の事業におきましては、セミナー申し込み者で50社程度、また物産展への出展も同様に50社程度を想定しております。50社といたしますのは、神崎浩之委員御指摘のとおり、例えば100社などたくさん参加されていますと、実際に伴走支援を丁寧に行うことができなくなりますので、伴走支援を丁寧に行える範囲ということで50社程度を想定したところであります。

物産展の開始が来年1月では少し遅いのではないかという御指摘もありましたが、契約を行いまして、新規出展者の出展の準備、手続や商品の選定、EC市場に上げたときの流通や販売量などの準備を考えますと、ある程度の準備期間が必要になるということで、通常でも少なくとも4か月から5か月はかかるようですので、その期間を想定して来年1月以降の物産展の展開とさせていただいたところであります。

○**神崎浩之委員** 一関市の農産物をECサイトをつくって売り出してあげたいという話が地元の方からあって、私もいろいろ調べたのです。楽天市場やヤフーなどいろいろあるので、最初の登録料が高くて出展料や手数料が安かったり、登録料が安くて手数料が高かったりなど、値段もまちまちです。出展料が安いところもいいのですが、そうするとそもそも全国の皆さんの目に触れないのです。やはり大手に出して、そこから岩手県の物を探ってもらわなければならないと思います。我々のように岩手県の人が岩手県の物を買うのだったら、岩手県を目印に入っていくのだけれども、全く岩手県に関係ない人が岩手県の物に行き着くには結構至難のわざだと思うので、やはり少し高くても、大手のところがいいのではないかと思ったりしていました。私も宣伝しますので、消費者にお金があるうちにどんどん早目にスタートできればいいと思っていました。

それから、最後に岩手県企画理事兼商工労働観光部長にお伺いします。私は一般質問で次世代放射光施設ナノテラスの質問をしまして、その活用について続きをやっていきたくのですが、次世代放射光施設ナノテラスの所管は商工労働観光部ではなくて、ふるさと振興部なのですが、宮城県は経済商工観光部で所管しているのです。実際商工関係で活用が期待されるのですが、岩手県の次世代放射光施設ナノテラスの活用と、宮城県は企業誘致的な支援に対して補助を出しており、仙台市は実際の実験やそういう使用料に補助しているのですが、岩手県で早速大爆発的ヒット商品がほしく、農林水産品にも活用できるということで非常に身近な対象だと思うので、その辺についてお伺いしたいと思います。

○**岩手県企画理事兼商工労働観光部長** 一般質問のときも答弁しておりますけれども、仙台市に設置されている次世代放射光施設ナノテラスにつきましては、基礎研究から産業利用までの広範な利用が可能な施設であると認識しております。それを商工労働観光部が所管したほうがいいのではないかという趣旨かと思っておりますけれども、そうした幅広い利用が可能ということでもありますので、これをうまく広く利用するためには、所管しているふるさと振興部と商工労働観光部が連携して取り組んでいかなければいけないのではないかと思います。

そして、活用に当たっての支援については、産業利用の活用を促すために、ふるさと振興部でいわて戦略的DX・GX等研究開発推進事業による支援を行っていて、これを利用して活用する企業も出てきておりますので、産業利用をするに当たってこういった支援の枠組みの事業を構築すればいいのかというあたりは、我々で今後しっかりと検討していきたいと考えております。

○**軽石義則委員** 中小企業支援についてお伺いいたします。

エネルギー価格・物価高騰等に伴う事業者の影響調査の5月分の結果が出されておりますけれども、その他の意見で、この状況では今後倒産、廃業という業種も記載されております。昨年度と今年度の倒産、廃業等の県内状況、そして推移、倒産、廃業の背景や要因などをどのように分析されているのかお聞きいたします。

○**小野寺経営支援課総括課長** 倒産と休廃業、解散の状況ということで、暦年の令和5年と言いますと倒産は55件であり、前年と比べまして8件ふえています。それから、休廃業、解散は331件で、前年よりも44件ふえております。いずれも株式会社東京商工リサーチのデータに基づいてお話を申し上げております。

それから、休廃業は暦年のデータしかありませんが、ことし1月から5月までの倒産の状況で言いますと27件発生しております。これは昨年と同月と比べますと7件ふえている状況にあります。

倒産と休廃業ともに前年と比べてふえているその主な要因として、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことによって、それまで講じられてきた行政による各種支援施策が終了したといったことが言われております。ただ、一方、倒産ではなく休廃業、解散の内訳を見ますと60代以上の経営者が91.2%となっております。それから、黒字決算であるけれども、休廃業したのが40%といったデータもありますので、後継者への引き継ぎができず、代表者が高齢化していったことによって、最終的に休廃業を選択せざるを得ないケースも一定程度あるのではないかと見ております。

○**軽石義則委員** 要因の分析もそれぞれされているようですけれども、プラス傾向にあるということは、国、県初め市町村でもこれまでの物価高対策などを含めて取り組みをしてきておりますが、それらの予算の執行状況を伺います。支援策があったがゆえに、倒産、休廃業、廃止等を含めて回避して続けられる、または新規ができるなどといったことにつながっていることもあるのではないかと思います。物価高対策の状況はどうでしょうか。

○**菅原労働課長** まず私から物価高騰対策賃上げ支援金の状況についてお話しさせていただきます。

物価高騰対策賃上げ支援金につきましては、2月5日から受け付けを開始しております。6月14日時点で申請件数が2,142件、申請額が7億8,320万円、対象従業員数が1万5,664人という状況であります。

○**小野寺経営支援課総括課長** 私からは、令和5年度から実施している中小企業の持続的な賃上げを支えるための中小企業者等賃上げ環境整備支援事業費補助の令和6年度の現在の状況について御説明いたします。

今年度分の公募を4月15日から5月29日までの期間行いました。44事業者から申請いただきまして、交付申請額は6,599万円となっております。こちらの事業者に対しての交付決定の手続を今進めている状況です。

○**軽石義則委員** これは本会議で質疑も交わされていて、答弁もされている内容ですけ

れども、アンケートを見ても、非常にありがたかった、そのおかげで事業が継続できているといった答えも出ているようです。今後さらに国の補助金制度が始まるとは言われておりますけれども、それらの影響も含めて、賃上げが連合岩手——日本労働組合総連合会岩手県連合会の中間報告を見ても、例年になく高額な部分で妥結しておりますので、今後支援金や補助金があれば、人件費のいわゆる原資確保には、より経営上、非常に有益なものになっていくと思うのですが、その部分はどういう見通しになっていますでしょうか。

○小野寺経営支援課総括課長 今お話をいただきました、新型コロナウイルス感染症や物価高騰に対応するための中小企業者を直接支援するさまざまな支援策は県でも行ってまいりました。その財源として活用してきたのが国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金であります。今年度は活用できるものがないということで、先ほどの物価高騰対策賃上げ支援金や中小企業者等賃上げ環境整備支援事業費補助により賃上げを支援する施策を展開しているところですが、さきに国が公表したものによれば、秋に経済対策の第2弾を取りまとめて、その中で中小企業支援なども含めた臨時交付金をどうするかといったところも検討が進められていくということにもなっております。県としてもさきに国に対して行った来年度の政府予算要望の中で、中小企業、小規模事業者の事業継続に対する直接的な支援ということで、自治体はその支援に要する財政措置を講じてほしいといった要望もしております。そういった国の臨時交付金の措置や、軽石義則委員からお話のあったとおり、過去に展開してきた支援施策は非常にありがたかったといったお声も事業者からも実際にいただいておりますので、そういったところを総合的に勘案し、今後の求められる中小企業支援施策に答えられるように、我々としても財源をあわせて検討しながら、いろいろ考えてまいりたいと思います。

○軽石義則委員 国は国で考えて、市町村との連携もあると思いますが、やはり県内事業者に近いところからしっかり支えていくことによって次の展開につながっていくと思います。黒字でも事業を廃止しなければならないといったところは、事業継承をうまくできるような制度であればつながっていくと思いますので、それらも配慮して今後も進めていただきたいと思います。

先ほど連合岩手の話もしましたけれども、賃上げもこれまでにないところで妥結しており、労働組合があるところがそういう状況です。岩手県の中小企業では労働組合のない職場がほとんどですので、その結果を見てどうしていくかはこれからのところも多くあります。そういうこれからのところをどう支えていくかも大事な視点だと思うのですが、県内の労働組合はいわゆる中間報告がありましたけれども、その現状を受けて、使用者サイドの受けとめはどのように把握しているのでしょうか。

○菅原労働課長 使用者サイドがどういう把握をされているかといったお話であります。現在のところ、一般社団法人岩手県経営者協会から、公式な形で春闘の結果は出ていない状況でありますけれども、一般社団法人日本経済団体連合会や日本商工会議所では春闘の調査結果が出ております。日本商工会議所につきましては、正社員の月給の平均賃上げ率

は 3.62%で、一般社団法人日本経済団体連合会の調査は 5.58%だったそうですけれども、大企業と中小企業ではやはり開きがある、規模によって差はあるか認識しているところがあります。

○軽石義則委員 中央でもそういう認識だということは、中小企業、地場が多い岩手県においては、その格差はさらに広がっていくのではないかと予測するのであります。国で中央最低賃金審議会が今日安審議をしておりますけれども、岩手県はこれまで全国単独最下位ということで、県内において労働力を確保する上でもあまりいい条件にはなっていないのではないかと私は理解しています。連合岩手の中間報告を見ただけでも、最低賃金の価格決定に際しては、今後中小企業の受ける影響はより大きくなっていくのではないかと考えているのですが、その部分はどのように受けとめていますでしょうか。

○菅原労働課長 最低賃金のお話であります。軽石義則委員御指摘のとおり、先週中央最低賃金審議会ですら諮問がありまして、今週末に岩手県でもまた岩手地方最低賃金審議会があると承知しております。最低賃金がどれぐらいになるかというのは、私たちも本当に大きな影響があると思ひまして、その動向は注目しているところです。そういうことも踏まえまして、5月29日には知事が岩手労働局を訪問しまして、最低賃金の改正につきまして申し入れを行ったところでもあります。そういう取り組みも含めまして、県としても動向は今後注視してまいりたいと思ひています。

○軽石義則委員 ぜひお願いしたいと思ひますし、いわてで働こう推進協議会では公労使、学者も含めて議論していただいているのです。これは全国でも非常にない例ではないかと私は思っているのですけれども、その中でことしの最低賃金に対する取り組みやいわてで働こう推進協議会としての認識はどのようになっているのでしょうか。

○小野寺経営支援課総括課長 今年度の第1回いわてで働こう推進協議会では、春闘についてということで連合岩手から状況について報告いただき、いわてで働こう推進協議会のメンバーの情報共有という場にはなっておりました。それにつきまして、今後どのようにいわてで働こう推進協議会で取り組むかについては、これからとなっております。

○軽石義則委員 情報は共有されているということですので、これからどうするかが大事な時期だと思います。国、いわゆる中央最低賃金審議会ですら示された目安が岩手県にどのように反映されるか、それはまさに労使の合意事項ですので、今までも公労使3者の合意はなかなか難しかったのですけれども、より難しくなることも予測されますので、使側が合意しやすいような条件、いわゆる支援を行政側がしっかりサポートしているという裏づけがあれば答えが違ってくると思ひますので、決まるまでにとということではなくて、決める前にある程度そういう気持ちや発信を引き続きしていただくことが大事ではないかと思ひます。これまでも知事が各経営者団体にお問い合わせに行ってきたから答えが出ることも限っておりませんので、その裏づけをしっかりと持った上で、知事も言っていると思ひますけれども、経営者にもそれが伝わるようにしてもらいたいと思ひます。

次に人材確保ですけれども、ことしの新卒を含めて県内の就職状況がいろいろ報道され

ておりますが、高等学校、大学、県のいわゆる職業訓練施設を含めて、どういう状況になっているのでしょうか。

○**小野寺雇用推進課長** 大学生の県内就職率が下がっていることなどについては、先ほど軽石義則委員からもお話がありました先月開催されたいわてで働こう推進協議会の場でも共有されたところでもあります。コロナ禍における就職活動の制約等によりまして地元志向が強まっていたところ、新型コロナウイルス感染症の5類移行や大都市圏における人材不足を背景としているものと捉えております。

人材確保を目的とした企業支援としましては、インターンシップ生の受け入れに係るノウハウや、効果的なPR方法の習得を目的としたセミナーの開催等によって、県内企業におけるインターンシップの促進や採用率向上を図っているところであります。

○**軽石義則委員** 例年いろいろやっていることをさらに進化させてやっているということだと思いますけれども、地元紙の論説によりますと、若者の県外流出にはそういう企業のよさがしっかり伝わっていないのではないかとといったことも書かれております。それはないようにこれまでもいろいろ対策をとってきたのは私も承知しているのですが、そういうところで情報をしっかり伝えていく。いわてで働こう推進協議会で共有されているのですが、県の職業訓練施設からの県内就職の率は高いと思いますけれども、それが県外にどんどん流出していくようでは、せっかく皆さんで対策をとって県内の労働人口の確保を目指している答えが出てこないと思うのです。その答えを出すために、今何が重要かという、ことしのポイントは何なのでしょう。

○**小野寺雇用推進課長** 第1回いわてで働こう推進協議会では、岩手大学で実施している地域課題解決プログラムで実施した調査で大学生の意向を把握したということ、それから、いわて高等教育地域連携プラットフォームで実施しております県内定着促進ワーキンググループでも同様に大学生の就職についての調査をするなど、多様化しているニーズに対してどう対応していったらいいかということで、今状況把握に努めております。工夫しながら、企業と経済団体と事業を組んでいくということで、取り組みとしていろいろキャリア教育的な部分まで寄りながら事業を展開しているところであります。

○**軽石義則委員** 岩手県で暮らして、岩手県で働いて、具体的に岩手県でもそういう幸福を実現できる生活ができるのだというイメージを伝えることが大事だと思います。それが伝わっていないことだけで県外に流出しているのではないとは思いますが、一旦出ていっても、また戻ってこられるような状況もこれからはさらに大事だと思います。

全体数が減っていますから、次は海外からの労働力も確保しなければならない、働く皆さんに御協力いただかなければならないということで、国では出入国管理及び難民認定法等の改正が決まりまして、全国的にはこの対策を事前に行おうと準備をしているところもあるようですけれども、岩手県としては改正に対応するためどういう考えを持っているのかお聞きいたします。

○**菅原労働課長** 県では、今年度の予算で外国人受入環境整備事業を新規で盛り込みま

して、まず外国人労働者の雇用実態を把握して、受け入れるに当たっての課題を具体化することを現在行っているところであります。県内においても外国人材の受け入れに向けた動きが出ておりますので、こうした動きとは十分連携しながら、必要となる対策について検討を進めていきたいと考えています。

○**軽石義則委員** 検討を進めるのはありがたいことですが、いつごろをめどに答えを出そうと考えているのでしょうか。

○**菅原労働課長** 個々の話はなるべく速やかにと思っておりますけれども、県としての考え方はしっかり検討していかなければいけないと思っておりますので、その辺は少し時間がかかるのではないかと考えているところであります。

○**軽石義則委員** 先ほど現状を調査するという話もありましたけれども、これまで把握していなかったのか、これまで把握していることよりもさらに精査した調査をしていくのか、どのような内容なのでしょう。

○**菅原労働課長** 一般的な外国人労働者の県内の状況は、公益財団法人岩手県国際交流協会が令和元年に調査しております。そういうベースはありますので、もっと深掘りした形で、具体的に外国人労働者受け入れ施策を打つに当たって、必要な情報を得られるような調査をしたいと思っております。

○**軽石義則委員** 公益財団法人岩手県国際交流協会には、いわて外国人県民相談・支援センターもお願いしていますが、そこでどういう実態かということは把握されているのですか。

○**菅原労働課長** 定住推進・雇用労働室としての話になってしまうのですが、まず令和元年のアンケート調査は公益財団法人岩手県国際交流協会で行い、その内容については承知しております。

また、日々の個別の相談事項などを行っていることは承知しておりますけれども、概要だけで、詳細については把握していないところもあります。

公益財団法人岩手県国際交流協会とはこれから情報を密にしていきたいと思っておりますし、今回の調査は岩手県中小企業団体中央会と行うことにしており、監理団体とも密接な関係があるそうですので、一体となりながら情報収集に努めていきたいと思っております。

○**軽石義則委員** 岩手県中小企業団体中央会と現場の声をしっかり把握した上で対応するということだと思いますし、当然外国から今岩手県に来て働いていただいている皆さんの声もしっかり把握した上で対策しなければならないと思いますので、あわせて進めていただきたいと思います。

岩手県中小企業団体中央会に調査をお願いしたと思うのですが、例えば経営者協会、商工会議所、商工会といった団体に対しての状況把握や意見交換なども考えているのでしょうか。

○**菅原労働課長** 事業の進め方はこれから検討していくところですが、軽石義則委員の御指摘も踏まえまして、どのような形で調査を進めていくか、もう少し検討していきたい

と思います。

○**軽石義則委員** 岩手県としてどうするかという方針を決める際には、現場で起きていることをしっかり把握した上で、これからは都道府県間の労働力の競争になってくる可能性もありますので、県内の企業としても人材をどう確保していくかというものをしっかりと持ってもらわないと、県が幾ら旗を振ってもその旗のもとにみんな集まってくるかどうかというのも、厳しい民間の事業の中では難しいのではないかと思います。ぜひしっかり民間の状況を把握して、県の旗のもとに、さらにこういう環境づくりがしっかり支えられているのだと伝わるものに結びつけてもらいたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○**菅原労働課長** 情報交換について補足させてください。今年度、この事業の中で、外国人受け入れ拡大に係る関係機関連絡会議を開催する方向で動いているところです。ふるさと振興部国際室が事務局になって、定住推進・雇用労働室もかかわる形でやります。当然会議の構成団体に県や国、各種団体などを入れながら、情報交換、現状分析・把握、課題の吸い上げをやっていきたいと思います。

○**軽石義則委員** 以前もお話ししましたが、岩手県立大学で海外の大学と連携して、その中から岩手県に来て仕事をしたいという人材のつながりもつけられるなど、他県では海外とそういう協定を結ぼうかといった考えを持っているところも既にあるようです。そういう情報収集もして、これは国もかかわることかもしれませんが、知事も世界的に打って出ると言っているのです。岩手県のよさを海外にもしっかりと発信して、海外の大学としっかり連携することによって、岩手県に技術者も呼ぶことができるのではないかと思いますので、そのこともぜひ考えて進めていただくことをお願いして終わります。

○**工藤剛委員** 観光客の誘客について何点か質問させていただきます。初夏から紅葉シーズン、いわゆるウインターシーズン前の観光地は、言葉は悪いですが、書き入れどきのシーズンに入ってくるのでありますが、岩手県に足を運んでもらうための県としての施策や目標値があれば教えていただきたいと思います。

○**高橋観光・プロモーション室長** 初夏から紅葉シーズンにかけてのインバウンドの誘客でありますけれども、台湾を初め中国、韓国、そしてコロナ禍後に来訪者が大きく伸びている東南アジアのタイなどについて、一般社団法人東北観光推進機構や各県と連携して誘客拡大や周遊促進に取り組んでいるところであります。

具体的には台湾につきましては、台北線の利用促進のため、航空会社傘下の有力な旅行代理店のホームページでのバナー広告への支援を実施しているほか、中国と韓国については旅行会社への働きかけ、そして台湾、中国、韓国の現地旅行会社やインフルエンサーの招請、そしてタイについては一般社団法人東北観光推進機構と連携した日本観光フェアへの出展などを実施しているところであります。

関係者からの聞き取り等によりますと、こうした取り組みを通じまして、台湾からは夏から秋に向けた宿泊予約は堅調に推移しているといった話をいただいているほか、中国については東北夏祭りツアーや親子を対象とした旅行商品造成、韓国については秋のゴルフ

ツアーやゴルフ大会の開催、タイについては夏からみちのく潮風トレイルを中心とした旅行商品の造成などが予定されていると伺っているところであります。

目標値ということで、インバウンドについてお話しさせていただきますと、本年3月に策定しましたみちのく岩手観光立県第4期基本計画において令和10年までの達成目標を掲げたところであります。外国人宿泊者数を令和2年の8万8,000人から令和6年は34万人に、令和10年は59万2,000人に拡大することで目標を設定しているところであります。なお、目標値設定に当たり、まずは令和6年にコロナ禍前の実績まで回復させることを目標としております。

○**工藤剛委員** インバウンドに絞ってでもよろしいのですけれども、観光客はどのような傾向があるのか教えてほしいです。盛岡駅やいわて花巻空港などに来て県内の観光地に散らばっていくケースなのか、それとも例えば平泉や、夏場であれば沿岸部の海水浴場、登山や紅葉であれば八幡平市、雫石町などの観光地におのおの直接行くケースが多いのか、把握していることがあれば教えてください。

○**高橋観光・プロモーション室長** インバウンドの傾向でありますけれども、台湾につきましてはパッケージツアーで、県内の観光施設やこの秋は八幡平市初め紅葉と宿泊施設を組んだものとなっている形であります。

今話がありましたとおり、その中に平泉も入っておりますが、沿岸部につきましては欧米豪向けのみちのく潮風トレイルがあり、一般社団法人東北観光推進機構と連携しながら今回高価格商品を販売していただく形で進めているところもあります。韓国については例えばスキーやゴルフなど目的を絞った形となっております。

基本的には韓国から来る観光客は3泊4日で商品を組んでいただいております。東南アジアや台湾の方々、特にタイなどは1週間くらい、そして欧米豪については1週間あるいは2週間といった韓国より長い期間となっております。そういった中で台湾やタイなどにつきましては、特に平泉やニューヨークタイムズ紙にも掲載され盛岡駅まで来ている人たちを県内全域に波及させることが大事でありますので、そういった取り組みに向けて対応していきたいと考えております。

○**工藤剛委員** 盛岡市などに来た人たちもそうですけれども、観光地に直接行かれるケースもあるという形で、狙いを絞って、こうしたい、ああするといったケースではないのかなと今聞こえましたけれども、いわゆる観光地を持っている市町村との関係です。今回、知事も市町村との連携を強くしていくとたびたび口にされているのですけれども、こういうインバウンドなどを呼び込むための市町村との連携はどのような形で進んでいるのか教えてください。

○**高橋観光・プロモーション室長** 市町村との連携の前に、各海外の市場の方々については、基本的には海外にあるエージェントや航空会社と一緒にしてお話をいただかないと旅行商品をつくっていただけないということです。私どもとしては県内の観光施設、宿泊施設などと一緒に、官民連携しながら進めており、そういった中から旅行エー

ジェントに商品を造成していただいて、来ていただいている形になっております。先ほどその話をできなかったので、申しわけありませんでした。

そして、市町村との連携であります。インバウンドについては、これまで岩手県空港利用促進協議会を通じて花巻台北線の利用促進や花巻―上海線の早期運航再開に向けて、花巻市や八幡平市など10市町村と連携して取り組みを進めております。

クルーズ船では寄港の際に歓迎行事をしておりますので、宮古市や岩泉町と連携して進めていたり、観光案内所は設営するのですが、その運営や通訳の手配の受け入れ態勢の支援を行っているところであります。

台湾やタイなどの現地における旅行博やPRイベントにおいては、花巻市や八幡平市など関係市町村と連携した出展をして外国人観光客の効果的な誘客に努めているところであります。

国内につきましては、JR東日本の重点販売地域指定と連携し、いわて秋旅キャンペーンを10月から12月の3カ月間実施することとしておりまして、若者をメインターゲットに、自然を取り入れた体験や秋の絶景などを楽しめるカフェなどを特集するとともに、中尊寺金色堂建立900年やみちのく潮風トレイルなど、国内外から注目されるコンテンツを活用した誘客に取り組むこととしております。このキャンペーンにつきましては、県、市町村、観光の関係団体で構成するいわて観光キャンペーン推進協議会の総会を6月6日に開催しましたが、その際にコンセプトや名称、ロゴマークなどを発表し、今月下旬にはJR東日本、岩手県観光協会などと県内の観光関係者と連携してキャンペーンの実施に関する記者発表などを予定しております。その後も9月に首都圏でのイベントを開催することとしておりまして、首都圏を中心とした全国に本県、そして県内各市町村の魅力を一緒にPRして観光情報を切れ目なく発信することで、キャンペーン期間中の夏シーズンから誘客拡大に取り組んでいきたいと考えております。

そして、市町村との連携につきましては、キャンペーンの実施に当たっては、まずは市町村あるいは関係団体、DMO、地域の事業者を対象とした説明会を事前に開催してございまして、キャンペーンの趣旨や取り組みの方向性を共有しております。その後、キャンペーンに係る具体的な取り組みとしまして、キャンペーンで特集する自然体験やカフェ、各地域にあるコンテンツの情報収集や期間中に実施されるイベント等の実施や実施事業者等との調整、地域の事業者が連携して取り組む経営体制整備などを市町村や市町村観光協会と連携して実施しております。今後開設する観光キャンペーン特設サイトにおいて、各地の市町村の紅葉祭りや産業祭りの情報も発信していくなどの取り組みをしていきたいと考えております。今後も各種キャンペーンの展開、観光客の誘客拡大、受け入れ態勢整備など、オール岩手で観光振興に取り組んでまいりたいと考えています。

○**工藤剛委員** 市町村ともぜひ連携を密にして、多くの観光客が岩手県を訪れるように頑張っていただきたいというところでもあります。なぜ市町村との連携の話を出したかというと、DMOは全部にあるのではないのですけれども、各市町村にも商工観光部門の担当

課は当然ありますし、各市町村の観光協会などと連携しながらとなると思います。それこそ昔からの地元のイベントなどはもちろん市町村でやるのでありますけれども、インバウンドや国内の観光客も含めて呼び込もうとするときに、いろいろ計画を練って、こうやろう、ああやろうと言っているところもありますが、やはり各市町村から出てくる毎年の予算の中で、観光協会にもどうしても制限がかかってくる部分があります。実際こういうことをやりたいので、ぜひとも県にと相談に来る市町村ももちろんあるのですが、その前にまずは自分の予算の範囲内でやって、もう少し頑張れば本当は観光客を呼べるのといったケースは多々あると思うのです。そういうときに、市町村から要望されていないからということではなくて、県は県として、ここをもう少し頑張ればこの地域にはもっと観光客が来るといった考えがあれば、協力というのも少し言い方は悪いですが、尻をたたきながらでも、いわゆる岩手県全体で岩手県に誘客するといった姿勢で臨んでいくような部分は必要だと思うのですが、その辺少し細かくやっていただきたいと思います。

○岩渕企画理事兼商工労働観光部長 今のお話は全くそのとおりだと思っております。秋になれば市町村の秋祭りなど外国人が興味がありそうな地域のいろいろなイベントが多々あると思っておりまして、例えばみちのく潮風トレイルなどは大々的にやっていますけれども、市町村がこのイベントに外国人を呼び込みたいといった意識を持ってもらえば情報発信を県と一緒にやっていくといったことができいくと思います。

あるいは、八幡平市にしても紅葉シーズンは山にばかり目が行き、麓で産業祭りをしていっているのですが、山に行く人は山の情報しか見ず、行って見て初めて、ここでこのような祭りやっていたのかと知ります。ただ、下ってくるときに、もう終わっていたといった例は多々あると思いますので、情報発信の仕方がすごく大事になってくると思っております。あと県の広域振興局で市町村のイベントを押しえていろいろPRしていますので、しっかり連携しながら発信していくことで大分変わってくるのではないかとすごく思っていましたので、そこに意を払って今後取り組んでいきたいと考えております。

○高橋穩至委員 物価高騰対策賃上げ支援金について、関根敏伸議員の一般質問や軽石義則委員からも質問がありました。全体がたしか 10 億円だったのですが、今年度の見通しと、この件については実は商業団体や岩手県中小企業団体中央会などからさまざま要望が出ていまして、先ほど軽石義則委員からもありましたように、大手企業は賃上げをぐっとやったのですけれども、中小企業は防衛的賃上げということで、この補助金があるから何とかやっていけるという部分もあって第2弾を要望する声も結構あります。今後については答弁の中では令和7年度政府予算に要望したということでしたけれども、財源が確保できたらやるということなのかどうか、そこだけ確認したいと思います。

○菅原労働課長 まず、物価高騰対策賃上げ支援金の制度の今後の見通しであります。現在、週間で大体 70 件から 140 件くらいの幅で申請がある状況です。正直申し上げますと、具体的な見通しは難しいのですが、次の山場としては最低賃金の改正の動きだと認識しております。例年ですと、中央最低賃金審議会から7月下旬ごろには目安額が出

ます。それがどれぐらいの額かで申請の動きが変わってくるのではないかと見通しで今いるところであります。

また、第2弾というお話ですけれども、先ほど小野寺経営支援課総括課長から申し上げたところが基本線なのですが、全国の中小企業者が持続的に賃上げを行っていくためには、当然のことながら国のリーダーシップや確かな財源、強力な支援策が相当の期間にわたって持続されることが不可欠だと思っておりますので、先ほどの要望をしっかりとしながら、第2弾という話については全体的な動きを見ながら考えていきたいと思っております。

○高橋穩至委員 なかなか見通しは難しいけれども、最低賃金の動向などを見ながらということですか。大体75%くらい支出しているのですけれども、時期になって申請が来たときに足りないとなったときの対応は何か考えていましたでしょうか。

○菅原労働課長 現段階では、予算が尽きたら締め切りという形になりますが、やはり今後の状況もあると思っておりますので、そこを見ながらということになるかと思っております。

○白澤勉委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白澤勉委員長 なければ、これをもって商工労働観光部関係の審査を終わります。

商工労働観光部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

次に、県土整備部関係の議案の審査を行います。議案第2号令和6年度岩手県一般会計補正予算（第2号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第11款災害復旧費、第3項土木施設災害復旧費、第2条第2表債務負担行為補正中、1追加中2、2変更を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○加藤副部長兼県土整備企画室長 それでは、初めに議案第2号令和6年度岩手県一般会計補正予算（第2号）中、県土整備部関係の予算について説明いたします。

議案（その1）の13ページをごらん願います。当部関係の補正予算は、災害復旧などに対応するための経費を補正しようとするものであり、共通の11款災害復旧費、3項土木施設災害復旧費について3億3,485万9,000円を増額しようとするものであります。

補正予算の内容につきましては、便宜、予算に関する説明書により説明いたします。予算に関する説明書の31ページをお開き願います。11款災害復旧費、3項土木施設災害復旧費のうち、2目港湾災害復旧費について、2月に強風、波浪により被災した港湾施設の災害復旧に要する経費を補正しようとするものであります。

次に、債務負担行為について説明いたします。恐れ入りますが、議案（その1）にお戻りいただきまして、14ページをお開き願います。第2表債務負担行為補正の1、追加中2、火山砂防事業が当部関係であり、工期が翌年度にわたるものについて期間及び限度額を定めて債務負担行為を設定しようとするものであります。

次に、15ページをお開きください。2、変更中、河川等災害復旧事業について、令和6年度から翌年度にわたって施工される工事に係るものであり、事業費の変更に伴い債務

負担行為の限度額を変更しようとするものであります。

議案第2号については以上であります。

なお、議案ではありませんが、予算に関する説明書の29ページをお開き願います。8款土木費、3項河川海岸費について、下段計のとおり議決科目であります款項の補正はなく、執行科目である節の所要の整理を行うものであります。1目河川総務費について、河川改修工事等において発生した土砂の運搬費用に要する経費3,500万円を12節委託料から18節負担金補助及び交付金へ整理するものであります。こちらは、4月に報道があった際に、委員の皆様にご報告させていただいた矢巾町の案件に関するものでありますことから、今回御説明するものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○白澤勉委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○高橋穩至委員 さきに説明がありました節の変更ですけれども、当初県が委託によって実施することで予算化したものを、今回負担金という形に替わったということで、経過についてもう一回確認したいと思います。

○馬場河川課総括課長 当該事案の経緯等について御説明申し上げます。

令和元年度から令和4年度に実施しました盛岡広域振興局所管の河川工事等に関連して、県が矢巾町に搬入した建設発生土につきまして、令和5年度に矢巾町から当該地の利活用を理由に撤去の申請があったものです。この建設発生土につきましては、工事等の監督員である県の職員が矢巾町の当時の道路住宅課長等に処分先について主に口頭により事前に協議しまして、当該課長等に場所を指定され、搬入したものであります。当該課長からは、文書による手続は不要であるとの回答を得ていたため、文書は交わしていなかったものであります。

盛岡広域振興局土木部において土砂を搬入した町有地は3カ所でありまして、それぞれの箇所に土砂を搬入しているものであります。建設発生土の撤去、運搬及び保管につきましては県と矢巾町の間で対応について協議しまして、県と矢巾町双方で協力して解決していこうということで、令和6年3月に両者間で協定を締結したものであります。昨年8月から矢巾町から協議がありまして、撤去の要請を受けていたところであります。

県としましては、県がみずから土砂を撤去、運搬することで委託料において予算を考えていたものであります。令和6年3月に県と矢巾町で協定を締結した内容としましては、土砂の撤去、運搬及び保管は矢巾町が施行し、土地の移動先は矢巾町が別に町有地を提供するという、県は撤去、運搬費用として負担金を支払うことで協定を締結したところであります。その協定によりまして今回負担金に節の所要の整理をしようというものであります。

○高橋穩至委員 当初、正式な手続をせずにやったということがあったのですけれども、置かせていただくのは矢巾町以外のほかの工事でも多分あるのではないかと思います。そういった際の取り扱い、置いたものは撤去する前提なのか、そのままでもいいのか、一

般的にはどういうものなのでしょうか。ほかはどうなっているのかお聞きします。

○馬場河川課総括課長 建設発生土につきましては、建設副産物適正処理推進要綱で、まずは現場内で利活用しましょう、現場内で利活用できない場合は他の公共工事とともに利活用していきましょうといったルールがあり、工事間の利用の促進というものがあります。そういったことが可能でない場合は、残土として処理することとなっておりますが、そういったときにも関係法令に基づく必要な手続をしっかりとしましょうと要綱に定められております。

建設発生土の処理地につきましては、公共用地を活用する場所や民地を活用する場所がありますけれども、それぞれ必要な手続を文書で行っています。残土につきましては、後々利活用するためにストックする場合がありますし、そのまま処理してその土地に帰属させるといった事例もあります。そういった内容につきましても、文書でしっかり手続するものと進めてきておりますが、今回の場合は文書による手続がなされていなかったということでありまして、今後は文書による手続を徹底してまいりたいと考えております。

○高橋穩至委員 今回処理しようとする残土は、たしか3カ所のうち2カ所に今置かせていただいていると思うのですが、残り1カ所についてはどうする方針かまだ決まっていないということでしょうか。

○馬場河川課総括課長 建設発生土につきましては、矢巾町の町有地3カ所に搬入させていただいております。先ほど申し上げました協定につきましては、そのうちの2カ所を対象としたものとなっております。残りの1カ所については、矢巾町において手続等の調査をまだ行っているところと聞いており、別途協議ということで、2カ所だけの協定となっております。今後の矢巾町の調査の状況を注視してまいりたいと思っております。

○高橋穩至委員 あと1カ所残っているということですが、県内で他の市町村とこういう状態になっているものはほかにないのか、もしわかればお知らせください。

○馬場河川課総括課長 同様の箇所については緊急的な調査を行ったところです。口頭協議のまま文書の手続がなされていなかったところもありましたが、その後、該当する市町村等と協議させていただき、追認いただいております。現在は文書による手続をしっかりとっているところであります。

○高橋穩至委員 そういった状況で今整理しているということですが、そうすると今後また費用は発生するのかどうか見通しはありますか。

○馬場河川課総括課長 今後の予算の見込みについてですけれども、現在のところは、協定を締結している2カ所の費用として今回所要の整理をさせていただいたところでありまして。残りの1カ所については、矢巾町の調査を終えてから県と協議したいという意向を受けておりますので、その後の協議となろうと考えております。他の箇所については、今のところそういう費用が発生することは見込んでおりません。

○中平均委員 私も建設残土の件についてお聞きします。

高橋穩至委員からも話がありましたけれども、もう一回時系列で整理すると、令和元年

度から令和4年度の河川の工事残土を搬入して、令和5年度から矢巾町から撤去の依頼が来て、令和6年3月に協定を締結したということで、そうすると予算議会である県議会2月定例会が終わった後ということです。

その中で、1点目は文書の手続をしていなかったことで、今回協定を結んだということですが、一般的には口頭でも民民の契約で成立はするのでしょうか、そういった中において矢巾町の担当の道路住宅課長が文書は要らないといった説明をいただきました。そういうのがあって県と矢巾町で協議したのだと思うのですが、一般的に見ると3,500万円を県がそのまま負担している雰囲気はどうしても感じてしまうのですけれども、その点はどのように整理すればいいのでしょうか。

○馬場河川課総括課長 まず、建設発生土の処理につきましては、当時の工事の監督員等である県の職員と町の道路住宅課長等と主に口頭協議で了解を得て搬入したものでありまして、中平均委員がおっしゃるとおり文書による手続は不要だと言われ、県で取らなかったものであります。

しかしながら、建設副産物適正処理推進要綱でも示されておりますとおり、関係法令に基づく必要な手続をしっかりとすることがやはり第一かと思っております。そういった観点から、文書による手続は必要であったと考えておりますし、文書による手続をしていないということで、最終的な土量や土砂の取り扱いなどの取り決めもなされていなかったことを考えまして、このような形で進めているところであります。

また、3,500万円の負担につきましては、協定によって県と矢巾町双方で協力しており、県としましては、県がみずから県分の土砂を搬出、撤去するといった費用を試算した場合に3,500万円という予算の根拠については確認しているところであります。そういった中で協定を結びまして、矢巾町では土地を近隣に提供していただく、それから撤去、運搬、保管等の工事は矢巾町で一括して施工するという役割分担をしたものでありまして、県では相応の負担をしていると考えております。

○中平均委員 県が一方的に3,500万円を出しているのではなく、矢巾町と分担の中でということで、今回の補正予算案は委託料から負担金に節を整理するということです。先ほど令和6年3月に協定を結ぶに当たっては、恐らく令和6年の予算議会である県議会2月定例会の前くらいから当然調整はしていたと思うのです。予算議会があって、3日、1週間などで協定を結ぶことはあまり想像できないのですが、そういった中において、その時点では県議会も当然ないですし、今この段階で整理するというのであれば、予算議会である県議会2月定例会の前など最初に予算を組む段階で、こういう動向ですといったことはできなかったのでしょうか。

○馬場河川課総括課長 建設発生土の撤去の要請は昨年8月からあったものであり、県としましては県分の土砂はみずから運ぶことで考えていたものであります。その協議の中で、矢巾町からは、土砂の移動先については協力したいというお話がありました。そこで、県としましては、近隣に提供、紹介いただけるものと考えておりまして、費用の試算はあ

る程度していたところであります。

協定につきましては、3月中旬に入ってから具体的なやり取りを始めさせていただいたところですが、そこで町有地であることもはっきりしたほか、住所は協定を締結する直前にいただいたものであり、当初は負担金の予算としては考えられなかった経緯があります。

○**中平均委員** 今回委託料で3,500万円を最初に食いましたよね。でももともとは県が単独でやろうとすると、3,000万円や3,500万円では足りないという先ほどの説明だったと思うのですが、矢巾町と協力して、隣地に土砂を移せる場所があるということで、3,500万円が応分の負担ということですから、予算書をつくった段階で委託料3,500万円と書いているということは、当初予算を組んだ段階でその辺はもうわかっていたのではないのかと思います。そうすれば、県議会2月定例会の提出予定議案等説明会のときには、ある程度の数字は出ていたのではないのかと思うのですが、この点はどのようにか。

○**馬場河川課総括課長** 土砂の撤去の費用につきましては、矢巾町から近隣の土地を協力するといったお話を伺っておりました。そこで、県では運搬距離を想定しまして、おおよその費用を考えていたところであります。

また、今回の委託料として3,500万円を要していたものは、河川海岸等維持修繕費の委託料であります。こちらには、出水等に対応する予算としまして、今年度の突発的なさまざまなものに機動的に対応できる予算として配分を保留している費用もありまして、そちらの中で対応しようと考えていたところであります。

○**中平均委員** 3,500万円が矢巾町の残土を移すことに使われて、今お話があったように、河川総務費などでも、多分今後突発的に起きるであろう災害や河道の掘削、いわゆる河川の維持費などに本来充てていた予算でないかと思うのです。3,000万円くらいだと、単費で県北広域振興局の久慈地区の対応になっている土砂撤去分がちょうどそれくらいになりませんか。

そう考えたときに、例えばこの3,500万円が総額の維持費に行くということで、空いた分の金額は、今後どのように捉えていくのでしょうか。今後その分を補正して、もともと全県の試算をしたときの維持経費にして河川の維持をしていくものなのか、それとも予算案を組んだ段階で、この協定を決めるのはもうわかっていたので、その分上積みして積んでいたものなのか、その点を教えてほしいです。

○**馬場河川課総括課長** 河川海岸等維持修繕費につきましては、当初予算で16億円余をお認めいただいたところであり、その中で委託料が8億8,000万円余あります。また、この中の一部として、機動的に対応するため保留している予算がありまして、その中の予算でこちらに対応することで考えております。

今後の状況につきましては、気候変動の影響に伴い、例年河川災害が激甚化、頻発化しているところであります。河川のパトロール等を行っておりますので、そういった内容も考えながら、優先順位を含め対応してまいりたいと考えております。

○**中平均委員** 趣旨は私も重々わかってはいますけれども、河川の護岸が壊れて 100 メートル弱くらい、50 メートルくらいにかけて直さなければならないとき、100 メートル弱の発注の金額を見ていると、大体 3,000 万円、3,500 万円くらいの金額ですか。予算の関係があつて 1 年越しなどになっている箇所もあり、それを順次お願いしてやってもらっているというところですが、今回の金額が使われることによって、県内のどこかやるべきところが 1 カ所や 2 カ所次年度にずれ込むなどといったことにならないのかお聞きしたいのです。

○**馬場河川課総括課長** 河川の修繕等必要な箇所や河道掘削及び立ち木の伐採等につきましては、各広域振興局の土木部や土木センター等で、現場の状況を把握しながら、予算の優先の順位を決めてそれぞれ対応しているところであります。それらの必要な箇所については、それぞれ修繕の請負工事費からしゅんせつ債等を利用した河道掘削に努めております。そういった内容に影響が及ばないように、今後はしっかりと文書による手続を適正に処理していくことに努めてまいりたいと考えております。

○**中平均委員** 馬場河川課総括課長の答弁は、立場上理解しましたが、私が言っている趣旨もわかってはもらえらると思うのです。梅雨に入って台風が来てというときに、本来やらなければならない、機動的に対処する災害等に、急遽出さなければならないというのがありますから、その取っていた分をまずこちらに使ったという説明なので、やはり 3,500 万円抜けるのであれば、例えば次の補正予算でその分はきちんと埋めますなど、それは県土整備部だけではなくて総務部財政課などとも話ししながら、せめてそこを埋めるなどしていかないと、何でこっちに出すのかという変な感情論になってしまうのではないかと思います。そこをきちんと整理されて、今回は実際もう工事も入って協定も結んでいるということですから進めざるを得ないのだらうと思いますが、今後に向けて、3,500 万円の分をきちんと埋めた上で、また県土整備部の事業を進めていっていただきたいということです。

あと、これは指摘しておきますけれども、令和 5 年度から撤去依頼があり、この金額自体は予算を組むときにはもうわかっていて、3 月中旬から協定の具体的なやり取りを始めたということで、金額が変更になるのは最初からもうわかっていたことです。予算議会である県議会 2 月定例会のときから、金額が幾らになるにせよ、こうしなければならないというのがあったのですから、その場で事前に説明はできないにしても、何かしら県議会にも通知などあるべきではなかったのかと思います。いきなりセンセーショナルなマスコミ報道で見ると、どういうことなのだというのが先に来てしまいますから、その点は今後の運営上お願いしたいですし、臼澤勉委員長にもそこはよろしく願います。

○**郷右近浩委員** 当初の報道や説明いただいたときに、県としても文書による手続がなかったことを含めて大きな瑕疵があったのだらうといった部分で、応分の負担といった部分については理解したつもりでした。

ただ、今の質疑の中で、これまでも文書による手続がなかったこともあつて今回追認を

含めた形でやったという話ですから、このようなケースはあり得るのですか。結局は、課長同士や担当者同士で了解をとって、そこに搬入したけれども、ある程度時期がたったときに、やはりその部分が邪魔だから撤去してくれといった場合は、出したほうがきちんと責任持ってやらなければならないといった慣行はあり得るのでしょうか。

○馬場河川課総括課長 建設発生土の処理につきましては、県の工事の監督者等の担当者と矢巾町の当時の道路住宅課長等と主に口頭協議で行ってきたものであります。町有地の管理につきましては、当該課長の処理する権限などではなかったと聞いておりました、矢巾町ではそういった形の処理ではなかったと聞いております。ほかの件では、文書による手続きをしっかりとしていたところではあります、先ほど申し上げましたとおり、一部で追認いただいたといったところがあります。そういったところがほかのところと異なる部分があったとは考えておりますけれども、県としてもそういった口頭協議をやったといった記録も残っていなかったところがありますので、そういったところの事務処理についてはしっかりと是正していきたいと考えております。

○郷右近浩委員 県が残土をどこかに置いて、そのままになって、もしかしたら後から撤去してくださいなど言われかねないような確認が取れていない部分はまだあるということなのでしょうか。

○馬場河川課総括課長 まず、矢巾町の案件につきましては3カ所搬入しておりました、2カ所については今回協定を締結して処理しているところです。残りの1カ所については、矢巾町で調査を継続中であり、改めて県と協議したいということで、今回の協定とは別途協議することになっております。また、他市町村などほかの案件については追認いただいておりますので、文書の手続きはなされているものであります。

○郷右近浩委員 予算の節の移動ということで、先ほど中平均委員からわかりやすく質疑をしていただいているのは承知しておりましたけれども、節間の移動だから予算が別にかからなかったからいいといった形にどうしても見えてしまいますので、ここでもう正々堂々と予算を落として、新たに予算項目を立てるなど令和6年度予算でできたのではないかと私も思います。どうせお金は別途かからないからいいといった印象を非常に受けているのですけれども、その中で先ほど説明がありました撤去費用の3,500万円の負担金ですけれども、これは県の分の移動ということと、矢巾町はほかのものでといった話ですけれども、これは総額で結局幾らかかる見込みで県の負担金は3,500万円という形になっているのか、その点わかりますでしょうか。

○馬場河川課総括課長 負担金3,500万円の積算根拠としましては、県がみずから県分の土砂を撤去、運搬するという費用で算出した際に、金額の妥当性については確認しております。県と矢巾町の協定におきましては、県が県と矢巾町の土砂合わせた総量を運搬する費用として3,500万円を負担するという事としており、矢巾町は土砂の撤去、移動先の町有地を提供すること、それから工事等の事務を一括して行うことなどを負う形で役割分担をしているものであります。

○白澤勉委員長 郷右近浩委員の質疑の途中でありますが、この際昼食のため午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○白澤勉委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

○郷右近浩委員 先ほどいろいろお聞かせいただいた中で、今回この事案にかかわった矢巾町の職員は権限がない人だったといった説明が中平均委員の質疑の中でありましたけれども、書類上のやり取りがなく、矢巾町に指定された場所に土砂を搬入するといった場合、県の担当者は上司などに基本的に報告するのでしょうか。

○馬場河川課総括課長 県の担当者は、工事等の監督員と御説明申し上げました。工事等の監督員につきましては、監督員1人の場合もありますし、主任監督員、総括監督員などその上に上司がつく場合もあります。工事の一定の役割は持っていますが、組織として業務を行っておりますので、さまざまな打ち合わせ等も含め、土木部や土木センターの中できちんとやらなければなりませんし、しっかり起案をして必要な手続を踏んでいかなければならないとなっております。

○郷右近浩委員 そうだとすると令和元年の段階でそこに搬入する、もしくはその後も順次搬入する際は、上司などにきちんと報告して記録として残っているということでしょうか。

○馬場河川課総括課長 口頭等による協議を主に行っていたということでもありますけれども、口頭等の協議の記録はなかったものであります。その後、工事等の設計書、契約書をつくる際に、建設発生土の処理地についてはそれぞれ設計書、契約書の中で記載しますので、そういった設計書等の作成の中で組織として共有されていたものであります。

○郷右近浩委員 矢巾町の担当はそのとき権限のない方だったということですが、矢巾町に報告等はきちんとあったのでしょうか。矢巾町としても知っていたことなのかどうか、お伺いしたいと思います。

○馬場河川課総括課長 協議の経緯につきましては、県の窓口と矢巾町の窓口でそれぞれ協議調整しながら、確認等を行っていったところであります。矢巾町からは、普通財産の権限のあるほうには話がなかったといった報告を県では受けているところであります。

○郷右近浩委員 だから何となく解せないのです。このような形で、令和元年から令和4年までずっと搬入されていたけれども、結局矢巾町ではそこに搬入するという理解をしていなかったからこそ今回土砂を搬出するという話で、しかもマスコミで県が違法な投棄をしたかのような書かれ方をするのは何となく違和感があって、その点についてお聞きしたかったです。

その人の判断だけで許可を出したけれども、このような形でお金がかかってくるのと、訴訟問題などの話になりかねない部分にも見受けられるのですけれども、それでも県

から出たものだったといった製造者責任で今回の対応をされたのかと思います。全体として違和感がある中で3カ所のうち2カ所で工事が始まっているということでした。それも驚いてどうなのだろうと、実際何かやむやのうちに消してしまえといった話に見えなくもないと思いながら、ただ何か違和感がある中で、3カ所のうち1カ所がこれから協議ということでありすけれども、移動しなければならないような場所を当初3カ所とも指定されたと認識してよろしいのでしょうか。

○馬場河川課総括課長 県と矢巾町の協議の中で、矢巾町の意向も伺ったところではあります。令和元年度から令和4年度までの工事の中で、お互いに口頭協議等で物事を進めてきた経緯も踏まえまして、県と矢巾町で協力して、役割分担を含めて解決していこうとなったものと考えております。その土地については矢巾町の意向を伺ったところではあります。地域の発展のためにも、県と矢巾町双方で協力して解決に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○郷右近浩委員 先ほどの繰り返しになりますけれども、結果的にこのような形になった中で、県は製造者責任的な部分で応分の負担といった考え方で進めたのは理解しますが、3カ所とも搬入してはいけないような場所を指定されたことが私自身も理解できない部分です。これは前にいただいた書類ですけれども、①、②、③のそれぞれのところに搬入といった話をいただいた中で、③の部分は別途協議という話になってはいますが、もしかしたら今後これはこのままでいいという話にもなってくるのですか。①、②については搬入してもいいと言ったけれども全然だめな場所だったなどといった、本当に大きな問題になるのかといった部分を知りたくて、今お聞きした次第であります。

○馬場河川課総括課長 現在協定を締結している2カ所につきましては、県から矢巾町に、建設発生土を処理するところ、協力できるところがあるか確認しながら、当時の職員に口頭協議で御紹介いただき進めてきたものでありまして、その時点ではそういった回答を得ておりましたので、そのとおりに処理を進めていたものであります。3カ所目の別途協議の箇所につきましては、現在矢巾町で調査中とお聞きしておりまして、それ以上のことはまだ伺っておりませんので、これから矢巾町の意向も確認しながら、県と矢巾町で協議を進めていくことになると考えております。

○郷右近浩委員 わからないということがわかりましたけれども、私は全体として今回の流れに非常に違和感を持っています。確かに文書のやり取りがなかった瑕疵はあるとしても、お互いに話し合いながら進めてきた状態の中で、相手方がその権限を持った方ではなかったことであったり、さらにはその方がきちんと庁内のコンセンサスや手続をとっていなかったなど、いろいろなことがあった中でも、県が製造者責任的なものを果たしながらやろうとすることに一定の理解だけはします。

ただ、極端なことを言えば、例えばこれは払わなくていいのではないかぐらいの気持ちは、当初手続論の話聞いたときには思ったのですけれども、だとすると、今別途協議しているところは、きちんとした形で話をしたほうがいいのではないかと私は思いますし、

今回のようなやり方ではなくて、その部分についてはきちんと予算立てするなどしながら対応するといったことも必要ではないかと思えます。

中平均委員の言葉をかりまして申しわけありませんが、3,500万円の負担金というのは、現在いろいろなところで工事の必要箇所やいろいろ対応していただきたい部分は県要望や市町村要望でさまざまな形で上がってきているし、少し雨が降ればどうなのだろうなどというところもいっぱいある中で、決して穴埋めに使うためのお金ではないという気はしております。お金の部分については、県土整備部も予算づけしながら、いろいろな箇所を幅広くしかるべくしっかり対応したいと日夜頑張っていたいただいているのは理解しておりますけれども、だからこそこうしたことがないように、そしてこうしたことがあっても、県としてはしっかりとした対応、こういったことにならないような対応を含めて頑張っていたいただきたいと思いますのですが、上澤県土整備部長からの御所見をお願いします。

○上澤県土整備部長 今回の一連の残土処理の関係でありますけれども、本来、相手が市町村である場合に限らず、建設残土の搬出先の相手先とは合意事項や契約内容を書面でしっかりと残しておくべきものであったということでもあります。今回相手先から書面は不要との見解が示された経緯はありますけれども、法手続といった一連の手続からいきますと、適切を欠く結果となったことは否定できません。矢巾町との間では、こうした経緯や事情も考慮しながら協議を重ねて、数字的には協定の締結に至ったといったところでありますが、組織的なチェックを可能とする仕組みづくりや様式の整備などの再発防止策を徹底していきたいといったことでもあります。

また、私どもはそういった公共事業を執行する者として、公金をしっかりと公正、的確に執行するといった立場があります。これから出水期も迎えるということで、そのあたりをしっかりと肝に銘じ、この残土の件も踏まえまして、今後とも県土整備部の中できちんと協議しながら、しっかりと取り組んでまいりたいと思いますので、御理解をお願いします。

○神崎浩之委員 私も最初の報道が出てから随分不可解だと思っており、きょうに至るまでも、県議会に対する説明や予算の出し方は少しおかしいのではないかと感じていました。それから、県と矢巾町の仕事の仕方も、今もこういったことが行われているのか非常に不思議でありました。私が今回何より思うのは、例えば10年ぐらい前に置いたものを、当面はいいけれども何かあったら撤去してくださいといったことだったらいいのですけれども、移動した直後であり、我々が負担すべきなのかという気持ちもあるのです。

そこでお聞きしますけれども、今回の予算に関する説明書で、委託料を減らして負担金をふやすという節の移動は、そもそも議決する案件なのかお聞かせいただきたいです。

○加藤副部長兼県土整備企画室長 今回の第8款土木費ですが、議決科目であります款項の補正はありませんので、議決の対象とはならないものであります。4月に御連絡申し上げましたとおり、その際にも御質問いただいたところもありますので、丁寧な説明が必要だと思ひまして今回御説明したところでもあります。

○**神崎浩之委員** その割にはきょうの説明も丁寧ではないと思うのです。たださらっとやって、委員の質疑に対してさまざまな説明があったということなので、我々に対して非常に丁寧ではないと思っております。今回2カ所の撤去費用が3,500万円ですけれども、令和2年度から令和5年度にかけて10以上の工事があったのです。もともとの工事での場所に運ぶ費用はどのぐらいですか。今回そこから別なところに移動するのに3,500万円ですけれども、ここ数年でこのぐらいの費用を払っていて、またすぐ3,500万円払うのかという疑問です。

○**馬場河川課総括課長** 2カ所に搬入した工事等と工事の費用についてですけれども、令和元年度から令和4年度に実施しました11の工事と二つの業務委託で2カ所に土砂を搬入しております。それらの費用は、土砂の運搬と持ち込んだ後の敷きならしの費用を含めて、おおよそ3,500万円から4,000万円程度とつかんでおります。今回そちらの場所から撤去、運搬して、また敷きならすことで3,500万円の費用が必要となるということでもあります。もし矢巾町の協力が得られずに町内の土地を提供いただけない場合には、最初の工事から遠方に土砂を運搬する必要がありまして、その際には二つの経費よりもさらに増加する費用が盛り込まれていると我々では試算しております。

○**神崎浩之委員** 3,500万円で済んだことは矢巾町に感謝しなければならないということではありますが、3,500万円かけて移動してから、すぐまた移動してくれということに対してどういうお気持ちでいらっしゃるかということと、それから口約束では、例えば向こう10年間はいいけれども、それ以降については協議していくといったことや、すぐ移動する可能性もあると言われたのか。言われていないと思うのだけれども、3,500万円をかけてやったばかりで、すぐ撤去してくれということですか。これまで3,500万円かけて、ことしまた3,500万円かけるといった気持ちもあるのですけれども、その辺について契約は、例えばここ数年にさらに場所を移動してもらう可能性もあるなど、そのあたりはどうなのですか。

○**馬場河川課総括課長** 今回の口頭協議の中では、そういった期間や最終的な土量などは県でも調整、協議をしなかったところでもあります。しっかりと文書でやり取りしているということであれば、そういった内容についても取り決めできたものと思っております。現在の協定では、それぞれの使用料は無償にすることや、土砂の土地を敷きならした後の保管についての役割分担も明記してありますので、今回の協定をもって、そういった内容が適正に記載できたと考えております。

○**神崎浩之委員** 県も恐らく驚いたのではないかと考えています。いいと言われたから金をかけて移動して、そうしたらすぐ撤去の申請があったという、寝耳に水なのではないかという気持ちも察しますが、もともと搬出前の場所はどういう用途の場所だったのか。それから今回使い道ができて土地利用計画があるので撤去してくださいということだったので、急遽撤去してくださいとなった新たな使い道はどういうものなのかお聞かせ願います。

○馬場河川課総括課長 もともとどういう場所なのかということでもありますけれども、町有地でありまして、一つは具体的にはマレットゴルフ場といった公園のように使われていた跡地で、もう1カ所はダムの際の堰堤の仮置き場の跡地になっております。

それから、土地の利活用につきましては、町民の方が利用したいということやイベントの用地、オートキャンプ場の用地、それからバイオマス発電の用地などさまざまな用途にこれから利用したいといった形でお聞きしております。

○神崎浩之委員 何回も言いますが、10年も前の話だったらそういった新たな使い道ができたというのはわかるのだけれども、少し前の話です。もともとそういう住民の要望や希望などはあったと思うのだけれども、とにかく書面で下さいと言っておけばよかったというのものもあるし、その辺が少し腑に落ちないところもあるのです。いずれそういう意向であるということなのですから、撤去のお願いはどの方がどういうルートで、県にはいつごろ来たのですか。

○馬場河川課総括課長 最初にお話がありましたのは、昨年度の6月初めであり、矢巾町から盛岡広域振興局土木部に連絡があったものであります。

○神崎浩之委員 最後に議会对応ですけれども、予算の出し方や節間の組みかえ、それから我々に対する説明の場がきょうまでにいろいろあったと思います。その辺について、我々に対して少し誠意がなかったのではないかと思うのですが、予算の扱いも、こういう出し方で通しているのかという気持ちもありますけれども、そこも含めて最後に上澤県土整備部長からお伺いしたいと思います。

○上澤県土整備部長 ただいま神崎浩之委員から指摘がありました。公共事業を担当する部署ですので、予算の適切な執行管理をしっかりとやっていきますし、議員の皆様にも使途等についてはきちんと説明してまいりたいと思います。今後、今回の残土処理の関係ではありますが、きちんと文書等で協議して残していくといったもの等については再び徹底してまいりたいと思います。

○白澤勉委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白澤勉委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白澤勉委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白澤勉委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第12号小本川筋ほか岩泉地区河川激甚災害対策特別緊急（護岸工）工事の

変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○馬場河川課総括課長 議案（その2）の19ページをごらん願います。議案第12号小本川筋ほか岩泉地区河川激甚災害対策特別緊急（護岸工）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。なお、説明に当たりましては、資料、小本川筋ほか岩泉地区河川激甚災害対策特別緊急（護岸工）工事の概要により説明させていただきます。

資料の1ページをごらん願います。1、工事名及び2、工事場所は記載のとおりです。

3、工事概要は、平成28年台風第10号により被災した岩泉町岩泉地内において河川改修を行う工事であります。

4、設計変更の理由及びその内容につきましては、前回議決後の第5回変更から第15回変更の内容につきましては、5ページ以降の資料により説明させていただきます。

5ページをごらん願います。⑩をごらん願います。第5回変更におきましては、工事の進捗に合わせ、債務負担行為に係る年割額を変更したものです。

次に、⑪の図をごらん願います。第6回変更におきましては、小本川の泉橋の架けかえに伴う、赤色でお示ししている橋台及び橋脚の施工のためのオレンジ色でお示ししている仮設（土留め工）について、当初根入れ地盤は軟岩を想定し、圧入工法でH鋼ぐい等の打設を行う計画でありましたが、現地精査のためのボーリング調査を実施した結果、硬質な岩であることが判明したため、打設の方法を見直したものです。右下の写真は、鋼矢板打設後の写真であります。硬質な岩盤であることをお示ししております。

次に、6ページをごらん願います。⑫の図をごらん願います。左側の位置図におきまして、赤枠でお示ししております小本川の市街地地区の施工につきまして、当初は非洪水期に限定した施工を想定しておりましたが、用地取得の進捗状況を勘案し、年間を通した通年施工を行うこととし、仮締め切り等の仮設計画を見直したものであります。変更前と変更後の図のとおり、主に大型土のうの設置規模を大きくしたほか、あわせまして仮設排水ポンプの運転期間の延長等の変更を行ったものであります。

次に、7ページをごらん願います。⑬をごらん願います。第7回変更におきましては、債務負担行為に係る出来高期限を変更したものであります。

次に、⑭、第8回変更におきましては、工期を令和5年3月15日までから令和5年3月31日までに延伸したものです。

次に、⑮、第9回変更におきましては、債務負担行為に係る出来高期限を変更したものです。

次に、⑯、第10回変更におきましては、工期を令和5年3月31日までから令和6年3月15日までに延伸したものであります。

次に、下の⑰の図をごらん願います。第11回変更におきましては、小本川の支川である清水川の上流部におきまして、青丸でお示ししている地点で河川水を取水し利用してい

る箇所があり、この河川水利用に対し、工事に伴う濁水の影響が生じないように対策が必要でありましたが、その施工計画の見直し検討に不測の期間を要する見込みが生じ、取水地点付近から上流の黄色で着色しております 425 メートルの区間を減工したものであります。

次に、8 ページをごらん願います。⑱の図をごらん願います。第 12 回変更におきましては、小本川の岩泉橋の橋脚に対する河道掘削に伴う根入れ不足による洗掘防止対策工につきまして、鋼矢板等による対策を計画しておりましたが、鋼矢板の打ち込み時に想定以上の硬質な岩であることが判明し、工法の再検討を行う必要が生じたところです。河川内に設置する工場用道路を存置させながら、洗掘防止対策工とあわせて河道掘削も行っていく必要がありまして、橋脚の上下流一定区間の施工計画を見直す必要が生じ、再検討に不測の期間を要する見込みとなったことから、黄色で着色している 535 メートルの区間を減工したものであります。

次に、下段の⑲をごらん願います。第 13 回変更におきましては、工期を令和 6 年 3 月 15 日までから令和 6 年 3 月 31 日までに延伸したものです。

次に、9 ページをごらん願います。⑳の図をごらん願います。第 14 回変更につきましては、小本川支川の清水川の平面図の左側である下流から下の橋、永代橋及び大橋の三つの橋の架けかえが必要となる 161 メートルの区間につきまして、当初周囲の道路が狭隘でありますことから、大型土のうにより既設護岸を補強して通行する計画としておりましたが、現地条件の精査及び地元調整を行った結果、住民の通行の確保、重機や工事資材の搬入路、施工ヤードの確保のため、右下の写真のような鋼製の架設構台を河川内の赤色の範囲に設置することが必要となり、追加したものであります。また、現地精査の結果により橋梁の架けかえ等に伴う床掘りの影響範囲にある上下水道管の仮切り回しが必要となり、この作業を追加したものです。

次に、下段の㉑につきましては、令和 5 年 8 月の豪雨によりまして残土処理地への搬入路が被災し、残土の搬入が一時不能となりましたが、河道掘削につきましては引き続き進捗を図ることとし、残土の一時仮置きが必要となったことから、その残土の 2 次運搬に係る費用がふえたものです。また、工事の進捗に合わせ、仮設排水ポンプの運転期間等を延長し、変更したものであります。

次に、㉒につきましては、工期を令和 6 年 3 月 31 日から令和 7 年 3 月 15 日までに延伸したものです。

次に、10 ページをごらん願います。㉓の図をごらん願います。第 15 回変更におきましては、第 14 回変更における施工計画の見直しと一体で検討したものでありますが、現場条件の精査、地元調整の結果を踏まえ、架設構台による搬入路と施工ヤードの確保とあわせ、必要とする施工ヤードの縮小や工事の効率化の観点から、清水川の橋梁環境の構造形式につきまして、2 次製品を活用したボックス構造に変更するものであります。

次に、11 ページをごらん願います。清水川下流側の下の橋と永代橋の架けかえにつきまして、工程を再検討した結果、ほぼ同時期に施工する必要が生じ、施工ヤードを確保す

るため架設構台の設置範囲を拡大するものであります。

2ページにお戻り願います。契約金額であります、令和3年3月5日に議決いただきました第4回変更契約の金額29億4,695万7,200円に対し、今回変更によりまして8億5,149万7,900円、28.9%の増額となり、変更後の契約金額は37億9,845万5,100円となるものであります。請負者は、ピーエス・コンストラクション株式会社、こちらは令和6年7月1日付で株式会社ピーエス三菱から社名の変更がなされたものであります。工期は、令和7年3月15日に変更ありません。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○白澤勉委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○神崎浩之委員 平成28年の台風第10号から随分工期がかかっていると思っていました。今も、今回の件だけではなくて大変な工事だったといった説明があつて、なるほどと思ったのですが、簡単に言うと、橋の架けかえがたくさんある、川が二つである、それから市街地だといったことなど、そのような条件でこれだけおこなっているのかということ、それから来年3月にはこの周辺の事業は全て完成するのかお聞きしたいと思います。

○馬場河川課総括課長 神崎浩之委員御指摘のとおりでありまして、こちらは小本川の市街地部、それから支川の清水川の市街地部になっております。特に清水川につきましては、川幅を広げず、今の川幅のまま改修を進めるということで、河床を掘り下げる工法をとっておりますし、三つの橋につきましても、その場所で架けかえる内容になっております。また、岩盤も硬いといった状況になっておりますので、そういった面も含めて変更が多くなっている、また小本川の中でも最後までかかっているところの一部の一つの区間であるということでもあります。小本川の改良復旧事業につきましては、今年度までと考えておりますので、早期完成に向けて取り組んでまいります。

○神崎浩之委員 地図で見えていても、住宅が密集したところで、川と道路も狭い中で、本当に窮屈だと思いながら見ているのですけれども、大変御苦労があつたと思っておりますが、この工事に伴って、地域の住民の皆さんにも大分御迷惑、御協力をいただいたのではないかと思います。通行どめや迂回路などについての地域の皆さんの御協力、御迷惑などこの辺のこと、今回で台風第10号関係は全て終わりなのかということ、400億円ぐらいかけた復旧、復興だつたと思うのですが、その効果と実際住民からの御意見等があればお伺いしたいと思っております。例えば、少し道路の時間が短縮された、川の心配がなくなったなどの話もあればあわせてお伺いしたいと思っております。

○馬場河川課総括課長 まず、周辺住民の皆様から御協力いただいているという点につきまして、工事に着手する前には工事の内容につきまして説明会を行っておりますし、さらに振動が発生する工事ですので、工事の前に家屋等の調査をさせていただきます。今後の影響による結果を確認できるような準備をしております。また、それぞれの橋梁の工事の際には、迂回路あるいは仮設の橋を通っていただいているということで、かなり協力いただいております。岩泉土木センターでは、復興かわら版を発行しております。工事

内容の周知につきましても取り組んでいるところであります。また、台風第 10 号関係の事業については、河川改良事業としましてはこちらで完了させたいと考えております。

それから、効果という面では、河川改修については昨年 8 月に小本地区で 1 時間雨量が 120 ミリメートルを超える多くの雨が降ったときがあります。小本川の河川改修済みの区間、あるいは安家川でも河川改修の効果ということで、河川改修前の断面と河川改修後のその当時の水位を比較すると、数十センチ等低減効果が見られたところであります。県のホームページにも掲載しておりますが、そういった効果につきましてはお示ししていきたいと思っております。

あと、住民の皆様の声は、県では流域治水に取り組んでおりますけれども、小本川流域では特に住民の皆さんの意識が高いということで、地区の防災に関する団体の皆様等にそういった会議に参画いただきまして、一緒に取り組んでおります。そういったところもほかの地域にも広げていけるように展開してまいりたいと考えております。

○白澤勉委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白澤勉委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白澤勉委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白澤勉委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 13 号閉伊川筋藤原地区水門災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○馬場河川課総括課長 議案（その 2）の 20 ページをごらん願います。議案第 13 号閉伊川筋藤原地区水門災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。なお、説明に当たりましては、資料、閉伊川筋藤原地区水門災害復旧工事の概要により説明させていただきます。

資料の 1 ページをごらん願います。1、工事名及び 2、工事場所は記載のとおりです。

3、工事概要は、東日本大震災津波により被災した閉伊川におきまして、津波対策施設として水門を新設する工事であります。

4、設計内容の理由及びその内容につきましては、前回議決後の第 6 回変更から第 14 回変更の内容につきまして説明させていただきます。

4 ページをごらん願います。上段の⑨をごらん願います。第 6 回変更におきましては、

工事の進捗に合わせ、債務負担等に係る年割額を変更したものであります。

次に、⑩の図をごらん願います。第7回変更におきましては、Ⅰ期工事の水門本体工における遮水矢板の打設時に写真のような転石が確認されたことに伴い、平面図の青線の区間の遮水矢板の打設におきまして、バイブロハンマによる打設の前に転石の掘削を行う先行削孔工法を追加したものであります。

次に、下段の⑪の図をごらん願います。Ⅰ期工事の水門本体工における基礎ぐいの打設時に、支持層となる岩盤が当初の想定よりも浅い位置に存在した範囲があり、左下の平面図の赤丸の箇所基礎ぐいの高どまりが生じたため、くいの切断作業等による打設コストの増が発生したものであります。

次に、下段の⑫につきましては、鋼矢板等の仮設材のリース期間及び濁水処理プラントの運転期間を工事の進捗に合わせて延長し、変更したものであります。

次に、5ページをごらん願います。⑬、第8回変更につきましては、工事の契約が解除された場合等の違約金に関しまして契約書の別記に定める事項が改定されたことに伴い、契約書別記にある違約金条項を変更したものであります。

次に、上段の⑭の図をごらん願います。第9回変更におきましては、平成28年台風第10号による洪水に相当する流量に対しても、施工範囲及び周辺に出水の影響が生じないよう、Ⅱ期施工時におきましても流下可能な断面を確保するため、Ⅱ期施工の仮締切り工の裏側に青色でお示ししている仮排水路を追加したものであります。

次に、下段の⑮の図をごらん願います。水門ゲートの巻き上げ機械等の仕様の確定に伴い、機械搬入の工程を精査した結果、水門上部に位置する巻き上げ機械等を配置する上屋の壁面工を先行着手する必要性が生じたため、図の赤色でお示ししている上屋の建築工事を追加したものであります。

次に、6ページをごらん願います。上段の⑯の図をごらん願います。第10回変更におきましては、Ⅰ期仮締め切りの撤去及びⅡ期仮締め切りの設置につきまして、作業船からの撤去、設置を計画しておりましたが、周辺の現況河床高を確認したところ、河床に土砂の堆積が確認され、作業船の喫水が確保されていないことが判明したため、右上の平面図の赤色の範囲のしゅんせつ工を追加したものであります。

次に、下段の⑰の図をごらん願います。水門下流左岸の防潮堤の施工におきまして、左下の平面図の赤丸の地点で地質調査を追加して行った結果、右下の断面図のように、地中の岩盤線が想定より深い位置にある区間が確認されたことに伴い、基礎ぐいの長さを変更したものであります。

次に、最下欄の⑱につきましては、受注者からの請求により、インプレスライド条項に基づく請負代金額を計上したものです。

次に、7ページをごらん願います。上段の⑲の図をごらん願います。第11回変更におきましては、第9回変更において追加した仮排水路につきまして、閉伊川本川や背後地の土地利用等の現場条件を踏まえ、詳細な設計を行った上で、仮栈橋の追加及びⅡ期仮締め

切りの形状の変更を行ったものであります。

次に、下段の⑳の図をごらん願います。第 12 回変更におきましては、Ⅱ期仮締め切りの形状変更に伴い、仮締め切りと水門本体工の P 5 堰柱との間隔が狭くなることから、仮締め切りの安定性について再確認した結果、仮締め切り内の地盤改良工の範囲の拡大が必要となり、左下の図の黄色の地盤改良範囲に加えまして、右下の図の赤色の地盤改良範囲を追加して変更したものであります。

次に、8 ページをごらん願います。上段の㉑の図をごらん願います。Ⅱ期仮締め切り工におけます鋼管矢板の打設時に転石による高どまりが左上の図の赤丸の位置等で発生したことに伴い、右上の図でオレンジ色でお示ししております鋼管矢板の下の範囲において不足する遮水効果を確保するため、遮水対策工を追加したものであります。

次に、下段の㉒の図をごらん願います。Ⅱ期仮締め切り施工後に締め切り工の内部の排水を行ったところ、左下の写真のように当初の想定よりも泥土が大量に堆積していることが判明し、加えて湧水の影響により内部の乾燥が見込めず、建設機械による撤去作業が困難であることから、右下の図の赤色の範囲で土質を改良するための地盤改良工を追加したものであります。

9 ページをごらん願います。上段の㉓の図をごらん願います。水門の上流側に架設する管理橋につきまして、これは右下の写真は施工後のものですが、水門上流側に架設している橋が管理橋であります。この管理橋の上部工につきまして、当初は左上の図のようにⅠ期仮締め切り内で橋桁の組み立てを行った上で、クレーンにて架設する計画でありましたが、工事の進捗状況、また料金を考慮した施工可能時期を踏まえまして、早期にⅠ期仮締め切りを撤去することとしたため、施工ヤードに制約が生じたことから、右上の図のように仮締め切り撤去後の現地の限られたヤード内でも架設可能な送り出し架設工法へ変更したものであります。

次に、中段の㉔につきましては、受注者からの請求により、インフレスライド条項に基づく請負代金額を計上したものであります。

次に、左下の㉕をごらん願います。第 13 回変更におきましては、Ⅱ期工事におけます堰柱と堰柱の間の範囲等の基礎工の基礎ぐいの施工につきまして、地質調査の結果や限られた施工ヤードを踏まえまして最適な打設工法へ変更したもので、あわせてぐいの径や配置を見直し、変更したものであります。

10 ページをごらん願います。上段の㉖の図をごらん願います。Ⅰ期施工の実績を踏まえまして、Ⅱ期施工範囲におきましても岩盤の起伏が大きいと想定し、岩盤調査を追加して実施した結果、岩盤の位置につきまして、右上の断面図の赤線のように想定より深い箇所があることが判明し、Ⅱ期基礎ぐいのくい長を変更したものであります。

次に、下段の㉗の図をごらん願います。Ⅱ期施工範囲におきまして、緑丸の地点で岩盤調査を実施した結果、緑丸を青線で囲んだ地点で被圧地下水を確認したことに伴い、水門本体工の施工に影響を及ぼさないよう、被圧地下水を吸い上げて排水する対策工を赤丸の

地点に追加したものであります。

次に、最下段の㉔につきましては、受注者からの請求により、インフレスライド条項に基づく請負代金額を計上したものであります。

次に、11 ページをごらん願います。㉕の図をごらん願います。第 14 回変更におきましては、今後施工する仮締切り工の撤去や水門ゲートの据え付けを作業船で施工するに当たりまして、周辺の現況河床高を確認したところ、河床に土砂の堆積を確認し、作業船の喫水が確保されていないことが判明したため、赤色の範囲でしゅんせつ工を追加するものであります。

2 ページにお戻り願います。契約金額であります。平成 30 年 3 月 2 日に議決いただきました第 5 回変更契約の金額 293 億 4,235 万 440 円に対しまして、今回の変更により 59 億 8,808 万 5,360 円、20.4%の増額となり、変更後の契約金額は 353 億 3,043 万 5,800 円となるものであります。請負者は、鹿島建設株式会社・大坂建設株式会社・三陸土建株式会社特定共同企業体。工期は、現在の令和 6 年 3 月 15 日から変更ありません。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○白澤勉委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白澤勉委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白澤勉委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白澤勉委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 14 号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○馬場河川課総括課長 議案（その 2）の 21 ページをごらん願います。議案第 14 号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。なお、説明に当たりましては、資料、損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについてにより説明させていただきます。

1、提案の趣旨は、令和 5 年 12 月 17 日、紫波郡紫波町稲藤地内で県が管理する水位観測局舎の屋根の部材が強風により飛散し、近隣の家屋に衝突し、外壁、サッシ及びフェンス等を破損させたことから損害賠償請求事件に係る和解をし、これに伴う損害賠償の額を

定めることについて議会の議決を求めるものであります。

2、損害賠償の額及び3、和解の内容は124万800円を賠償し、当事者は共に将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てないこととしております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○白澤勉委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白澤勉委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白澤勉委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白澤勉委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、執行部から宅地造成及び特定盛土等規制法について発言を求められておりますので、これを許します。

○澤田都市計画課総括課長 現在、県が検討準備を進めております宅地造成及び特定盛土等規制法について、資料により説明いたします。

初めに、1、盛土規制法の概要の(1)についてですが、令和3年7月に静岡県熱海市で発生した盛土崩落による土石流災害や危険盛土等への法規制が十分ではなかったことなどを踏まえ、宅地造成等規制法が抜本的に改正され、宅地、農地、森林等の土地の用途にかかわらず危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する区域指定の準備を進めているところです。

次に、(2)及び(3)についてですが、知事等は盛土等に伴う災害から住民の生命及び財産を守るために、盛土等の崩落により人家等に被害を及ぼし得るエリアを規制区域として指定し、規制区域内では宅地造成等に盛土、切土、土捨て行為や土砂の一時的な堆積について、工事主はあらかじめ知事等の許可等が必要となるものです。これにより盛土等の安全性が向上し、住民の安全、安心が図られます。

次に、(4)についてですが、県では令和7年5月までの規制区域の指定に向け、令和4年6月に環境生活部、農林水産部、県土整備部及び警察本部の関係室課による部局横断の検討組織を設置し、検討準備を進めているところです。

規制区域のイメージは、資料左下の図となりますが、赤で囲まれている部分が宅地造成等工事規制区域であり、市街地や集落など盛土等により人家等に被害を及ぼし得るエリアを指定し、青で囲まれている部分は特定盛土等規制区域として、市街地や集落等から離れ

ているものの、地形等の条件から盛土等により人家等に被害を及ぼし得るエリア等を指定するものです。許可対象となる盛土等の規模は、宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域において定められた盛土、切土の高さ、面積の規模により許可等が必要となるものです。

次ページをごらんください。2の規制区域の指定に向けた取り組み状況についてですが、規制区域の指定に向けて令和5年度から基礎調査を実施しており、今後規制区域の取りまとめ、関係市町村長の意見聴取を経て、令和7年5月の指定、許可事務開始を予定しています。なお、規制を行わない区域への土砂の持ち込みが助長される可能性があるため、県全域を規制区域に指定する予定であり、その方向性について市町村の同意を得ているところです。

次に、3のパブリックコメント、説明会等についてですが、規制区域の指定に関し、今年度制度説明会を4広域振興局圏で実施の上、パブリックコメントによる意見聴取を行うとともに、事業者向け説明会、テレビ、ラジオ、広報紙等を通じた周知を丁寧を実施することとしております。説明は以上です。

○白澤勉委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際、何かありませんか。

○神崎浩之委員 今説明があった各種造成等についてであります。非常に重要だと思っていました。そもそも新潟県中越地震での長岡市のニュータウンや13年前の東日本大震災津波での仙台市や一関市のニュータウンも、当時は違法でなかったのですけれども、盛土で20戸ぐらい流されてしまっただけで大変なことになっていました。今回、結局、県全域を指定するというので、もう一回内容について確認です。

それから、そうなった場合に改善命令ということも実際あるのですが、既に何十年前前から造成していて、危ないところが現存してあるのです。県全体を指定するというところなのですが、そのあたりの取り扱いと新たに造成する分についてどうなのかということが一つであります。それから静岡県熱海市は、住宅地の上の山に不法投棄のようなものがあって、それが流れたのですが、これから造成する部分や土砂を捨てる場合の規制なのか、中身をもう少し教えていただきたい。

○澤田都市計画課総括課長 規制区域につきましては、全県を宅地造成等工事規制区域、もしくは特定盛土等規制区域とし、全県をくまなく隙間のない規制ということで規定することで考えているところです。過去に行われた規制区域の指定前に行われた盛土につきましても規制の対象になるものでありまして、崩落発生のおそれがある場合には勧告や改善命令等を行うことができるということで進めております。新たな土砂を捨てる場合も当然規制が発生しますので、その規模に応じてそういった規制がかかるというものであります。

○神崎浩之委員 既存の宅地もということで、是正勧告もあるのだけれども、なかなか難しいです。一関市のときもそうだったのだけれども、開発業者が潰れているといったこともあって、改善とあるけれども、実際に誰がどこまでやっていくのか。理念はいいし、皆さん方も大変だと思うのだけれども、そのあたりいかがですか。

○澤田都市計画課総括課長 規制区域指定前に行われた盛土等につきまして、災害のおそれのある場合につきましては、当然土地所有者、管理者、占有者、盛土等に関する不完全な工事を行った原因行為者にも改善命令が可能となるところであります。従前は、そういったことが決められていなかったものですから、そういったことで改善命令が可能になると考えていたところです。

○神崎浩之委員 いろいろ大変だろうと思って。住民からあそこは危ないのではないかと来たときに、県はどう対応するのかということです。それを求めても、どこまで改善ができるかといった課題を持ちましたのでということです。

もう一つは公共事業において標準的な運賃を支払うようにということで、ことし3月に新たな標準的な運賃を国土交通省は出しましたが、県は事業所や市町村などにどのように周知しているのかお聞きしたいと思います。どこも物価高騰やエネルギー高騰の価格転嫁がなかなかできないのですけれども、適正な価格で契約しなさいという国の動きだと思うのですが、自治体や団体含め、適正化についての周知状況についてお伺いいたします。

○久保田建設技術振興課総括課長 公共事業における適正な標準的運賃の適用について、地方公共団体と事業者には周知されているかというお話がありました。今回の内容については、一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃についてということで、国土交通省が令和6年3月にトラック運送業における運転手の労働条件を改善する観点から、運賃水準を平均約8%引き上げた新たな運賃として告示したもので、ダンプやコンクリートミキサー車に係る運賃割り増し率が2割と設定されたものです。こちらについては、国土交通省から県に通知がなされ、県から市町村に周知がされているところです。また、同じような内容については、建設業者の団体の長や主要な民間団体の長に対して国土交通省から直接通知されているところとなっております。

○神崎浩之委員 これは県が発注する場合、積算単価や入札の予定価格などに反映されるのでしょうか。燃料等の物価上昇の影響を踏まえて、運賃やダンプ、ミキサー車の割り増し2割はということで交渉してくださいということだと思うのですけれども、これを受けて県や自治体では、予定価格や積算単価が上がるということでもよろしいのでしょうか。

○久保田建設技術振興課総括課長 今回の改正の通知の趣旨でありますけれども、まずトラックの運送業においては、低賃金や高齢化の進行により担い手の確保が重要な問題であり、運転手の労働条件を改善する観点から、標準的な運賃が改定されたものです。標準的な運賃は、貨物自動車運送事業法によって告示されたもので、各トラック事業者は標準的な運賃を参考指標として運賃を設定するものとなっております。標準的な運賃は、トラック事業者が荷主との運賃交渉をする際の参考指標として創設された制度であり、トラック事業者は標準的な運賃で荷主に価格交渉を行うこと、建設企業は標準的な運賃を参考として契約を行うこと、都道府県などの工事発注者はそれらの取引価格や新労務単価を反映した設計、積算を行うことなどがあります。一体的に取り組むことで適正な価格を確保するという内容となっており、全体を見て底上げになると、県の積算単価に市場価格でもつ

て反映されていく形となっておりますので、一定程度時間を要するものと思っております。

○**神崎浩之委員** これとは別に、全て上がっている、資材高騰だと業者がよく言うのですけれども、自治体や県も、国が出す物価本でやっているのですが、それとは別に県内の資材等の流通の市場調査や業者に対する高騰等などの調査はやっているのでしょうか。働き方改革で週休2日にしなければならない中でいろいろ言われているのですが、その辺の県独自の市場調査、実態に合わせた積算をしているのかお伺いいたします。

○**久保田建設技術振興課総括課長** まず、トラックの運転手に係る技能者の労務単価についてですけれども、予定価格の積算に用いる労務単価は、国が公共事業労務費調査において、自主性を踏まえて1年間に1回改定しております。県でも国の改定を受け、速やかに適用し、直近では令和6年3月に改定したところです。国土交通省の資料によると、今回の改定によって運転手の労務単価は全国平均で7.2%上昇している形となっております。また、岩手県の運転手労務単価は7.6%上昇しております。

次に、単価等ですけれども、燃料等の物価上昇等については資材価格調査を毎月行っております。その設計資材単価については、最新の単価を用いて反映しているところです。こちらについては、単価の改定などいろいろな調査をする会社がありまして、そちらの資料をもって県に反映していますので、今回の通知があつて、それぞれの取引価格が上昇になると、そちらの調査会社が実態を調査し、単価が上がっていくものと思っております。こちらについて、単価上昇があつた場合は、県は速やかに県の単価を改正するという流れとなっております。

○**軽石義則委員** 各業界団体への対応について質問いたします。

まず除排雪の状況について、生活する上では非常によかったのですけれども、この冬の除排雪の業務量からいくと、建設業界はそれを一つの仕事のなりわいにしてきたところもあつて、経営上非常に厳しくなっているというお話をお聞きします。予算の執行状況は令和4年度と令和5年度を比較した場合にどのような状況になっているのか、また課題等あればお聞きしたいと思います。

○**高瀬道路環境課総括課長** 令和5年度の除排雪の状況についてです。令和5年度は、岩手県は151の企業と契約を行い、県が管理する253路線、約3,860キロメートルの除雪に取り組みました。積雪量につきましては、県内指定観測点5地点の累加降雪量は234.6センチで、おおむね過去5年間の平均と同程度であった令和4年度と比較しますと約8割でありました。2月下旬には、久慈地域、宮古地域を中心に記録的な大雪になりました。除雪に要した費用は約53億円で、前年度の令和4年度に比べまして約9割となったところであります。

課題につきましては、今後安定的で持続可能な除雪対策を確保していくためには、除雪オペレーターの高齢化や担い手不足が大きな課題と考えているところです。

○**軽石義則委員** 積雪量が80%で予算が90%ぐらいということで、やはり当てにしているところもあつたでしょうし、その減った分を違うところで稼ぎ上げなければならないと

ということもあると思います。雪がなければ修繕等を含めて本来積雪時にはできないいろいろな仕事もできる状況もあったのではないかと思うのですが、それに対する対応などはあったのでしょうか。

○久保田建設技術振興課総括課長 積雪時において、今回仕事がなかったといった話となっております。業界団体への支援ということで、まず若者や女性の入職が必要だと思っております。建設業入職促進のためには、まず建設業のイメージアップが非常に大切だと思っております。また、女性技術者が入ってくるためには、トイレなどの職場環境の改善や更衣室の環境なども必要だと思っていて、そういうものの改善にも工事の費用で見ているところです。また、建設業の働き方に関する生産性向上を図るために、デジタル技術の導入に要する費用の支援なども行っております。また、経営基盤の育成のために、若手、中堅職員の講座等も開いて、いろいろなレベルアップの支援をしております。

また、公共工事においては、国の令和5年度の国土強靱化の補正予算において約154億円を要求し、建設投資額を確保しているところです。工事の平準化で早期に発注していたということで、2月、3月に契約し、今債務負担行為で実施しておりますので、県では道路の舗装の修繕や橋梁の補修などを実施している形となっております。

○軽石義則委員 気候の変動に合わせて、今までそういうできないところをやるように早期に発注したということで、業界としても非常に助かっているところもあるのではないかと思います。

ただ、商工労働観光部のエネルギー価格・物価高騰等に伴う事業者の影響調査を見ますと、建設業の自由記載欄の主な意見等の中に、物価高騰によつての値上げがなかなかできない、価格転嫁が追いつかない、ガソリン、電気代の補助があればいいということで、これは県がやっていますけれども、そのほかに補助金や助成金で物価高騰や原油高への対応は手厚いけれども、円安に対する補助、助成がないので、これが続くと中小企業の倒産、廃業が激増するのではないかという意見が出されています。建設業界において、円安の影響はどういうところに出ているのか、把握されているのでしょうか。

○久保田建設技術振興課総括課長 直接把握してはおりませんが、燃料の高騰は建設業者の重機の稼働に当然直接影響します。こちらについてもかなりアップするというので、毎月積算単価を見て、市場の価格を的確に反映し、契約に反映する形となっております。

○軽石義則委員 国も原油、エネルギー高騰は支援しているし、商工労働観光部でもやっているのだけれども、これに円安の価格転嫁が追いつかないというのがどういうことか、もう少し業界からも事情を聞いて、どこに手当てをしていけばいいのか、どういうことが必要なのかは、やはり現場を知る必要もあるのではないかと思います。今お尋ねしたところですが、これからのことあると思いますけれども、逆に言えば円安が改善されれば一番いいのですが、そういうことが意見として出されておりますので、連携して現場の調査を進めてもらいたいと思います。

事業者数、倒産、休廃業など、いろいろこういう状況ですので、やめる方々やできなくなっている方もいるのは報道されていますが、現状どのように把握されていますか。加えて、倒産、休廃業の背景や要因についてはどのように分析されているのでしょうか。

○久保田建設技術振興課総括課長 県内建設業の事業者数の推移や倒産についての内容について御質問がありました。県内建設業事業者数ですが、国の経済センサスの活動調査によると、事業所数については平成 26 年度が 5,801 社ありました。令和 3 年度に 5,192 社となり、7 年間で 609 社の減となっているところです。なお、建設業の許可業者については、平成 26 年度が 4,287 社、直近の令和 5 年度が 4,135 社となっており、建設業の業者数は減少しているのがわかっております。

また、民間会社の調査によれば、令和 5 年における建設業者の倒産件数は 7 件となっており、倒産の主な要因としては販売の不振、既往のしわ寄せ、また設備投資の過大などと認識しているところです。建設業者の減少は、激甚化、頻発化する自然災害や家畜伝染病の対応に必要となる建設業の数が減っていきますので、そういう意味でも数については現状は非常に厳しいと認識しております。

○軽石義則委員 数は減っている現状で、その背景にはやはり今のいろいろな社会環境、経済状況も確実にあるということだと思います。各団体から毎年いろいろな要望が出されていると思いますけれども、その要望に対して、簡単に言えば A、B、C、D などという表現で回答しているようですが、いつまでたっても A にならない、B にならない、いつも C だ、D だといった声も聞きます。実際要望を受けて、なぜ今解決できないか、対応できていないかという業界団体に対する回答を出すときに、ただ文書で A、B、C、D を伝えるだけではなくて、いろいろな面で意見交換もされていると思うのですけれども、意見交換された中で、県として対応していることがしっかり伝わっていると認識しているのか、なかなか理解されていないと認識しているのか。過剰な要求は出されていないと思うのですけれども、その意思疎通も含めて、現状どようになっているのでしょうか。

○久保田建設技術振興課総括課長 業界団体からはさまざま意見が出ております。いろいろな建設会社、また管や設備など、いろいろな会社からいろいろな意見があります。また、盛岡市といった中央地区や沿岸地区、また中小企業、大企業などさまざまな意見があって、当然大小や地域によって意見は異なる形となっています。当方も全ての事業者に応えられる回答を持っていけばいいのですけれども、なかなか全てというのが非常に難しい形となっておりますので、地域性や企業の業種、地域、大小といったものを踏まえながら、改善できることについて改善しているし、時間がかかるものについては多少時間がかかるといった回答となっております。すぐできるものについては A という形で、制度などいろいろなものを改善しなければならないといった長期間要するものについては C や D という回答になります。7 月から各建設業協会との意見交換があり、また新たな意見が出てくると思いますけれども、そういう意見を踏まえて改善できるものは改善するし、時間を要するものは時間を要するというので、親身になって相手と意見交換を交わしていきたいと

思っております。

○**軽石義則委員** ぜひそういう形で進めていただきたいと思います。今必要なこと、短期的に即効性を求めている要望と、中長期的に、長い目で見て、業界を存続させるためには、それぞれの企業に一定の体力がなければ、まさに先ほど久保田建設技術振興課総括課長がおっしゃったとおり、今いつどこで災害が発生するかわからない状況の中で、県民生活を支える基盤を最初に整備してくれるところがあるかないかは大事なところだと思っております。そのために今お聞きしているのです。確かに企業の事情もいろいろあると思います。もっと言えば、企業の数からいけば県央地域、県北地域、沿岸部、県南地域の地域単位に見ても非常にばらつきがあるのではないかと思うのですが、地域単位の課題についてもしっかり把握していただきたいと思うのですが、それらについてはどうなのでしょう。

○**久保田建設技術振興課総括課長** 当然県央地域と沿岸部については地域差があり企業数も違います。それぞれの抱えている地形や地域性によって、当然事業の規模感も違いますので、その時々によって事業の量も違うと考えております。現在東日本大震災津波の復旧、復興事業についてはほぼ終わって、収束してきているところです。事業が減っている中で企業が存続するために、沿岸部の企業はやはり守っていかなければいけないので、県央地域から、沿岸部に入っていけるような入札制度についてもいろいろな意見があると思います。やはり県としてもある一定以上の企業が必要だと考えており、地域性もあると思いますので、当然入札制度もあると思いますけれども、いろいろな意見に耳を傾けながら、改善できるものについては改善していきたいと思っております。

○**軽石義則委員** 今県全体の予算規模が決まっていて、地域、業界団体の中で、それをどう仕事として取っていくかということもあると思います。先ほど入札制度のお話もありましたけれども、入札制度は業界から現状では厳しい状況になっているとずっと強く言われており、常任委員会でも再三質疑が交わされています。このことについて、今まさに物価高、人件費高騰、人材確保、ますます厳しくなっている状況の中で、ある程度早急に考え方を示す時期ではないかと思うのですが、それらについてはどうでしょうか。

○**久保田建設技術振興課総括課長** 入札制度についても、非常に多くの意見をいただいているところです。軽石義則委員御指摘のとおり、制度について改正する時期ではないかという話です。制度については、令和2年度に法改正をして、総合評価落札方式の評価点について見直しをしており、令和4年度についても若干見直しをしているところです。

入札制度については、所管は県土整備部ではありませんけれども、こちらについての意見は入札を管理する部局等と意見交換をしながら、また一般社団法人岩手県建設業協会との意見交換の中身や今までの常任委員会などの質疑などいろいろなたくさんの意見を参考にして、できることは何か制度について考えを深めていきたいと思っております。

○**軽石義則委員** 入札制度は所管が当然違いますが、入札制度で仕事をしていただくということは、成果品をしっかりと受け取るのが県土整備部の役割だと思うのです。成果品を

きちんと出すためには、それを進める業者がいるかないかの違いは大きくなってくると思うので、所管している現場の声を取りまとめた上で、入札制度を取り決めるところに声が生きるような方法を強く言っていくのも県土整備部の役割だと思うのですが、それはどうですか。

○久保田建設技術振興課総括課長 各現場の意見も入札担当部局に伝えるという話がありました。7月から始まる岩手県建設業協会との意見交換については、入札担当部局も参加することとなっております。当然そちらの部局にも各企業や各地域の声を聞いてもらって、現在ある制度について改善が必要なのかといったものを踏まえて意見も取り交わしていくものと思っておりますので、入札担当部局とともに一緒に考えていきたいと思っております。

○軽石義則委員 入札担当部局も一緒に入ってお話を聞いてもらうことは大事だと思います。これまでもそれはやってきていると思うのですが、業界団体の受けとめは、幾ら言っても変わらないのは、先ほど、久保田建設技術振興課総括課長が、県土整備部は物をつくり管理するところで入札するところは違うところだと言ったとおりです。そこでボールの投げ合いが始まると、どこに行ってどうすればいいのだとなるのです。結局は契約者は岩手県なので、県がどうするかということを業界としては求めているのだし、その答えを出してもらえば一生懸命頑張らなければならないということで、まさにそこに人も集まってきて、人材の確保にもつながっていくことになると思います。どちら側につくということはないと思いますけれども、この広い県土を守り、そして県民が暮らしやすくする原点はどこにあるかといったら、やはり県土整備部だと思うのです。そのことを強く持って、今後もその取り組みをしていただきたいと思いますので、よろしく願いして終わります。

○工藤剛委員 いわて花巻空港の利用促進について、当常任委員会でもいわて花巻空港にお邪魔し、資料等をいただいて説明も受けておりますけれども、確認の意味も含めまして、いわて花巻空港の利用環境について、プライベートジェット及びプライベートヘリが何台とめられるか、また最近の利用状況を教えてください。

○伊藤港湾空港課総括課長 いわて花巻空港の利用環境であります。プライベートジェットやヘリ等の民間機の駐機場所として、ジェット機が4機分、ヘリコプターなど小型機が17機分で合わせて21機分あります。また、利用状況であります。目的別の集計がないため測量や報道ヘリなどの利用も含めた数字となりますが、令和5年度は合計で402件の利用実績がありまして、このうちジェット機の利用は15件となっております。

○工藤剛委員 なぜこの話を取り上げたかといいますと、一般社団法人八幡平市観光協会の関係者の話で、新型コロナウイルス感染症が5類に移行してから、ことしの年明けに、ちょうどウィンターシーズンで安比高原スキー場にインバウンドの観光客が大変ふえてきたということです。今までだと単純にそういう人数がふえてきたというケースだったのですけれども、ことし特徴的だったのが、プライベートジェットで飛んできて、ハイヤーで

安比高原に来て遊んでいく方がふえてきたということです。こういう表現が当てはまるかどうかわかりませんが、富裕層という意味では今までのインバウンドよりもワンランク上といった方たちがもう来ているといったところで、八幡平市観光協会のお話を聞きますと、青森空港に飛んできて、青森空港から安比高原に来ているという話なのです。非常にもったいないというか、いわて花巻空港に飛んできてもらって、安比高原でもいいですけども、いわて花巻空港から岩手県のいろいろな観光地に足を運んで楽しんでもらえばいいのにといいところからお聞きしたことであります。

実際今のお話を聞きますと、つい昨年度でも402件の利用実績ということですが、ジェット機は報道へりも含めて15機ということで、ほとんどが観光客ではない方たちの利用かと思っていますけれども、ぜひともいわて花巻空港にもプライベートジェットで来てもらうようなPRも含めて、そういうインバウンドのワンランク上の富裕層の観光客に来て楽しんでもらえばいいのにといい考えでお聞きしたのであります。実際、県土整備部は管理のほうで観光客誘致とは違うかもしれないですけども、やはり管理しているところも一緒になって、そういう利用促進に努めていただければと思います。最後、御所見をお聞きして終わります。

○伊藤港湾空港課総括課長 ただいま工藤剛委員から青森空港利用の事例の御紹介がありました。いわて花巻空港でもプライベートジェットの利用はありますけれども、地方空港でも利用の多いところの状況等を把握しまして、空港管理者としてどういった取り組みが必要か、利用促進を担当するふるさと振興部とも連携しながら研究してまいります。

○高橋穩至委員 公共工事における賃上げ対応などについてはもう既に出ておりますけれども、働き方改革の対応の部分で、特に値段のことは先ほどありました。私からは、中小の企業、建設会社という割にはやはり労働時間を短くしないと若い人が入ってこないということで、週休2日などに対応できるように工期の設定などがなされているかどうか、その辺りをぜひ配慮してほしいという要望が寄せられておりまして、その対応状況についてどういう考え方でやっているかお伺いします。

○久保田建設技術振興課総括課長 今働き方改革のお話がありました。県では、いわて建設業振興中期プラン2023において、働き方改革の推進を重点事項と位置づけて、工場現場の週休2日の拡大、また施工時期の平準化等を官民連携で取り組んでいるところです。

週休2日工事や適切な工期設定に関する取り組みとして、県土整備部では令和6年2月から週休2日工事の取り組みを拡大し、原則発注者指定型で実施しております。その中では、労務費や機械経費、共通仮設費、現場管理費等の諸経費に上乗せを行い、週休2日を行うための経費を設計単価に計上しています。また、働き方改革に対する取り組みとして、工期についても上乗せして実施している状況です。

また、書類の簡素化についてですけども、受発注者業務の効率化、省力化のため、提出書類を最小限にとどめるとともに、不要な書類作成の削減や二重提出の防止、国と様式が違おうとまたパソコンで打たなければなりませんので、国と同じような様式でも提出が可

能となるような取り組みとして工事書類の標準化を進めている状況です。

また、施工時期の平準化についてはゼロ県債や積算の前倒し、早期発注に努め、債務負担行為設定などによって、忙しい時期や全然仕事がない時期がないような形で、一年間通して仕事ができるような平準化の取り組みをしているところです。

○高橋穩至委員 中小企業、特に小さい法人業者は下請で入ることが多いのですが、元請が仕事を取って、そういう状況で受けても、下請にしわ寄せが来ることがないようにしっかり見てほしいということだったのですけれども、そういった背景はきちんと捉えているかお伺いします。

○久保田建設技術振興課総括課長 発注者としての下請の適正な支払いの関係などの確認ですけれども、公共工事における下請取引の適正化を図るために、毎年度下請取引等実態調査等を行っております。その中で、元請業者の下請契約における不適切な対応への是正指導を行っております。同調査では、指導を行う必要があると認められた場合には、必要に応じてさらに書面調査及び立入調査を行って、元下の請負契約が適正に履行されているかどうかを指導しているところです。また、建設業法などの関係法令に基づいて施工体制台帳の提出、施工体制に関する県下一斉点検などを実施し、下請取引に係る調査等の取り組みを強化しているところです。今後も関係法令や改正の状況等を注視しながら、元請と下請の取引等が適正に進むように図っていきたいと考えております。

○白澤勉委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白澤勉委員長 なければ、これをもって県土整備部関係の審査を終わります。

それでは、県土整備部の皆様は退席されて結構です。御苦勞さまでした。

委員の皆様には、次回及び次々回の委員会運営について御相談がありますので、少々お待ち願います。

それでは、次回及び次々回の委員会運営についてお諮りいたします。次回8月6日に予定しております閉会中の委員会ではありますが、所管事務の現地調査を行いたいと思います。調査項目については、ものづくり力強化及び人材育成の取組についてといたしたいと思います。また、次々回9月3日に予定しております閉会中の委員会ではありますが、所管事務の現地調査を行いたいと思います。調査項目については、水力発電事業についてといたしたいと思いますが、これらに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白澤勉委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

なお、詳細については当職に御一任願います。おって継続調査と決定いたしました各件につきましては、別途議長に対し閉会中の継続調査の申し出を行うことといたしますので、御了承願います。

なお、連絡事項であります。当委員会の7月の県内東北ブロック調査につきましては、7月23日から24日まで1泊2日の日程で実施いたします。おって通知いたしますので、

御参加願います。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。